



鳥労発基1010第4号
平成26年10月10日

関係団体の代表者 殿

鳥 取 労 働 局 長



労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等の
一部を改正する省令の施行について

日頃より、労働行政の推進に御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成26年8月20日に公布されました労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第288号）及び平成26年8月25日に公布されました労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第101号）により、ジメチル-2，2-ジクロロビニルホスフェイト及びジクロロメタンを含む発がんのおそれのある有機溶剤10物質を特定化学物質とし、当該物質を製造し、又は取り扱う作業に従事する労働者の健康障害防止措置として、作業主任者の選任、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施等が義務付けられました。本改正政省令につきましては、平成26年11月1日より施行することとしており、今般本改正政省令の施行につき別紙のとおり指示がなされたところです。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただき、傘下会員事業場等に対し、本改正内容等の周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。





基発0924第6号

雇発0924第7号

平成26年9月24日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公印省略)労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等の
一部を改正する省令の施行について

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第288号。以下「改正政令」という。）及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第101号。以下「改正省令」という。）がそれぞれ平成26年8月20日及び8月25日に公布され、平成26年11月1日から施行することとされたところであるが、その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、その施行に遺漏なきを期されたい。

併せて、本通達については、別添のとおり、別紙関係事業者等団体の長宛て傘下会員事業者への周知等を依頼したので了知されたい。

記

第1 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

1 改正の趣旨

国が専門家を参集して行った化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価（以下「リスク評価」という。）において、ジメチル-2, 2-ジクロロピニルホスフェイト（別名DDVP）（以下「DDVP」という。）については、DDVPを含む製剤の成形、加工又は包装業務でリスクが高いため健康障害防止措置の導入が必要と評価され、また、クロロホルム、四塩化炭素、1, 4-ジオキサン、1, 2-ジクロロエタン（別名二塩化エチレン）、ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）、スチレン、1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）、テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）、トリクロロエチレン及びメチルイソブチルケトンの10物質（以下「クロロホルム他9物質」という。）については、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。）により一連のばく露低減措置が義務づけられているが、職業がんの原因となる可能性があることを踏まえ、記

録の保存期間の延長等の措置について検討する必要があると評価されたところである。

改正政令は、リスク評価を基に行った専門家による措置内容の検討結果を踏まえ、DDVPについては、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「施行令」という。)第18条に規定する名称等を表示すべき危険物及び有害物、施行令第22条に規定する健康診断を行うべき有害な業務並びに施行令別表第3に規定する特定化学物質の範囲を拡大するため、また、クロロホルム他9物質については、施行令別表第6の2に規定する有機溶剤から削除し、施行令別表第3に規定する特定化学物質に追加するため、施行令について所要の改正を行ったものである。

2 改正の内容及び留意事項

(1) 施行令の一部改正(改正政令本則関係)

ア 名称を表示すべき危険物及び有害物の追加(施行令第18条関係)

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)第57条第1項の表示(以下「表示」という。)をしなければならない物(以下「表示対象物質」という。)として、DDVP及びこれを含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの(具体的には第2の2(1)ア参照)を規定したこと。

イ 特定化学物質の追加(施行令別表第3関係)

特定化学物質の第2類物質として、以下の物質を追加したこと。これにより、以下の物質を製造し、又は取り扱う場合は、作業主任者の選任、作業環境測定の実施及び特殊健康診断の実施(以下「作業主任者の選任等」という。)を行わなければならないこととなること。

- ・ DDVP及びこれを含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの(具体的には第2の2(3)ア参照)
- ・ クロロホルム他9物質及びこれらを含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの(具体的には第2の2(3)ウ参照)

ウ 配置転換後の健康診断を行うべき有害な業務への追加(施行令第22条第2項関係)

以下の物質を製造し、又は取り扱う業務を、法第66条第2項後段の健康診断の対象業務としたこと。

- ・ DDVP及びこれを含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの(具体的には第2の2(3)シ参照)
- ・ ジクロロメタン及びこれを含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの(具体的には第2の2(3)ス(ア)参照)

エ 作業主任者を選任すべき作業、作業環境測定を行うべき作業場及び健康診断を行うべき有害業務への追加(施行令第6条、第21条及び第22条関係)

DDVP又はクロロホルム他9物質及びこれらを含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う作業等を、作業主任者を選任すべき作業等に追

加したこと。なお、これらのうち、厚生労働省令で定める一部の作業等については、作業主任者の選任等の規定の適用を除外することとしたこと。

オ 有機溶剤からの削除（施行令別表第6の2関係）

これまで有機溶剤として改正前の施行令に規定されていたクロロホルム他9物質を削除したこと。

（2）施行期日（改正政令附則第1項関係）

改正政令は、平成26年11月1日から施行することとしたこと。

（3）経過措置（改正政令附則第2項から第4項まで関係）

ア 作業主任者の選任に関する経過措置（改正政令附則第2条関係）

DDVP又はクロロホルム他9物質及びこれらを含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う作業（改正政令及び改正省令による改正前の施行令、有機則及び特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）の規制対象の作業を除く。）については、平成27年10月31日までの間（施行後1年間）は、作業主任者の選任を要しないこととしたこと。

イ 表示対象物に関する経過措置（改正政令附則第3条関係）

（1）のアの表示対象物質として追加する物であって、改正政令の施行の日（平成26年11月1日）において現に存するものについては、平成27年4月30日までの間（施行後半年間）は、表示に係る規定は適用しないこととしたこと。（改正政令附則第3条関係）

ウ 作業環境測定に関する経過措置（改正政令附則第4条関係）

DDVP又はクロロホルム他9物質及びこれらを含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う屋内作業場（改正政令及び改正省令による改正前の施行令、有機則及び特化則の規制対象の作業場を除く。）については、平成27年10月31日までの間（施行後1年間）は、作業環境測定を行うことを要しないこととしたこと。（改正政令附則第4条関係）

第2 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令

1 改正の趣旨

改正省令は、改正政令の施行に伴い、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）、有機則、特化則、家内労働法施行規則（昭和45年労働省令第23号。以下「家内則」という。）及び女性労働基準規則（昭和61年労働省令第3号。以下「女性則」という。）について所要の改正を行ったものである。

2 改正の内容及び留意事項

（1）安衛則の一部改正（改正省令第1条関係）

ア 表示対象物質の追加（安衛則別表第2関係）

改正政令による施行令第18条の改正により、表示対象物質として、DDVP及びこれを含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるものが規定されたことに伴い、当該物質に係る裾切値（当該物質の含有量がその値未満の場合、規制の対象としないこととする場合の当該値をいう。以下同じ。）を1%と規定したこと。

イ 通知対象物質の裾切値の引下げ（安衛則別表第2の2関係）

これまで有機溶剤（施行令別表第6の2）として規定されていたメチルイソブチルケトンを特定化学物質の第2類物質（施行令別表第3第2号）として規定することに合わせて、当該物質の通知対象物質（法第57条の2）としての裾切値を1%から0.1%に引き下げたこと。

ウ 計画の届出をすべき機械等の追加（安衛則別表第7関係）

特化則第38条の8において準用する有機則第5条又は第6条に基づき設置されるクロロホルム他9物質の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置等について、これらを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとする場合の安衛則第86条第1項及び法第88条第2項において準用する同条第1項の規定に基づく届出の対象とすることとしたこと。

また、特化則第2条の2に規定する適用除外業務のみに係る発散抑制の設備については、届出の対象としないこととしたこと。

（2）有機則の一部改正（改正省令第2条関係）

クロロホルム他9物質を有機溶剤（施行令別表第6の2）から削除したことに伴い、所要の措置を講ずるもの。

（3）特化則の一部改正（改正省令第3条関係）

ア DDVP等の「特定第2類物質」への追加（特化則第2条及び別表第1関係）

DDVP及びこれを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物（以下「DDVP等」という。）については、リスク評価において、成形、加工又は包装の業務に従事する労働者に高濃度のばく露が生ずるリスクが高く、健康障害のリスクが高いとされたことから、今般の改正により特定化学物質に追加したものであること。また、この物質は、揮発性が比較的高い液体であることを考慮して、大量漏えいによる急性中毒の防止にも対処できるようDDVP等を「特定第2類物質」として規定したこと。

イ クロロホルム他9物質の「特別有機溶剤」への追加等（特化則第2条関係）

クロロホルム他9物質については、リスク評価において、「有機溶剤業務について有機溶剤中毒予防規則により一連のばく露低減措置が義務づけられているが、職業がんの原因となる可能性があることを踏まえ、記録の保存期間の延長等の措置について検討する必要がある」とされたことから、

今般の改正により特定化学物質に追加したものであること。また、これらの物質は、有機溶剤と同様に溶剤として使用される実態があり、それに応じた健康障害防止措置を規定する必要があることから、エチルベンゼン及び1, 2-ジクロロプロパンとあわせて特化則第2条第1項第3号の2において「特別有機溶剤」として規定したこと。

ウ クロロホルム等の「特別有機溶剤等」への追加等（特化則第2条及び別表第1関係）

特化則第2条で規定していた「エチルベンゼン等」を「特別有機溶剤等」に改めたこと。また、クロロホルム他9物質が有機溶剤と同様に作用し、蒸気による中毒を発生させるおそれがあるため、その予防の観点から、以下の物質（以下これらをまとめて「クロロホルム等」という。）を「特別有機溶剤等」として規定したこと。

- ・ クロロホルム他9物質及びこれらのいずれかをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物
- ・ クロロホルム他9物質の含有量が重量の1%以下の製剤その他の物であって、クロロホルム他9物質、エチルベンゼン、1, 2-ジクロロプロパン又は有機溶剤の含有量の合計が重量の5%を超える製剤その他の物（特化則別表第1第37号）（以下「別表第1第37号の物」という。）

エ クロロホルム等に係る特化則の規定の適用等（特化則第2条、第12条の2、第22条、第22条の2、第24条、第25条、第36条の5、第37条、第38条、第38条の2、第38条の8、第41条の2及び第43条から第45条まで関係）

（ア）「クロロホルム等」のうち、クロロホルム他9物質及びこれらのいずれかを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物については、特定化学物質及び第2類物質に係る措置（※）の対象とすることとしたこと。

また、「クロロホルム等」のうち、別表第1第37号の物についても、特化則第25条第1項及び第4項の規定など、有機則においても規定されている蒸気による中毒の予防のための措置を適用することとしたこと。（特化則第25条関係）

※ クロロホルム他9物質については、今後、ばく露実態調査に基づく更に詳細なリスク評価を行い、リスクの程度に応じたばく露低減措置を検討する予定であり、ばく露防止措置については、当面は改正省令による改正前の有機則で規定していた措置を講ずることを基本とし、特化則第12条の2、第22条、第22条の2、第24条、第25条第2項及び第3項、第37条、第38条、第38条の2並びに第43条から第45条までの規定については適用しないこととした。

（イ）クロロホルム等のうち、特別有機溶剤又は有機溶剤の含有量の合計が重量の5%を超える製剤その他の物に係る作業環境測定及び特殊健康診断については、クロロホルム他9物質が有機溶剤と同様に作用し、蒸気による中毒を発生させるおそれがあることから、特別有機溶剤と

併せて有機溶剤の空気中の濃度の測定の実施及び有機溶剤に係る特殊健康診断の項目についての特殊健康診断の実施を義務付けることとしたこと。（特化則第36条の5及び第41条の2関係）

（ウ）クロロホルム等を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等において行う有機溶剤業務（特化則第2条の2第1号イにおいて、有機則第1条第1項第6号において規定する有機溶剤業務と同様の業務を規定する。以下「クロロホルム等有機溶剤業務」という。）について、クロロホルム他9物質が溶剤として使用されている実態があり、その実態に応じた健康障害防止措置を規定する必要があることから、特化則第5条の規定及びその関連規定の対象とせず、有機則第1章から第3章まで、第4章（第19条及び第19条の2を除く。）及び第7章の規定を準用することとしたこと。（特化則第38条の8関係）

（エ）クロロホルム等に係る特化則の適用については別紙1を、クロロホルム等について準用する有機則の規定については、別紙2を参照すること。

オ DDVP等に係る適用除外（特化則第2条の2関係）

（ア）リスク評価の結果、DDVP等の労働者へのばく露の程度が低く、労働者の健康障害のおそれが高いと判断されたため、DDVP等を成形し、加工し、又は包装する業務（以下「DDVP成形・加工・包装業務」という。）以外の業務については作業主任者の選任等の規定及び特化則の規定の適用を除外したこと。

（イ）DDVP成形・加工・包装業務以外のDDVP等を製造し、又は取り扱う業務には、例えば、DDVPの製造業務及び包装した後のDDVP等を梱包する業務等が含まれること。

カ クロロホルム等に係る適用除外（特化則第2条の2関係）

（ア）リスク評価の結果、クロロホルム等有機溶剤業務以外のクロロホルム等を製造し、又は取り扱う業務については、クロロホルム等の労働者へのばく露の状況が現時点では把握できておらず、労働者の健康障害のおそれが高いと判断できないとされたため、作業主任者の選任等の規定及び特化則の規定の適用を除外したこと。

（イ）クロロホルム等有機溶剤業務以外のクロロホルム等を製造し、又は取り扱う業務には、例えば、クロロホルム等の運搬、クロロホルム等を用いて行う掻き落とし等の業務が含まれること。

（ウ）特化則第2条の2に規定され、作業主任者の選任等の規定及び特化則の規定の適用が除外される業務は、（ア）のとおり労働者の健康障害のおそれが高いとは判断できなかったものであるが、クロロホルム他9物質については、国際がん研究機関（IARC）の発がん性分類において2B以上に区分されるなど発がんのおそれがあることから、改正政令及び改正省令の施行の日までに「労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防

止するための指針（平成25年10月1日健康障害を防止するための指針
公示第24号）」（がん原性指針）を改正し、これらの業務について、
ばく露を低減するための措置、作業環境測定や労働衛生教育の実施、
労働者の把握、危険有害性等の作業場への掲示等事業者が講ずべき措
置を示す予定であること。

キ クロロホルム等の貯蔵場所に設置する設備（特化則第25条第5項関係）

クロロホルム等を屋内に貯蔵するときは、その貯蔵場所に、関係労働者以
外の労働者が立ち入ることを防ぐ設備及びクロロホルム他9物質の蒸気を屋
外に排出する設備を設けなければならないこととしたこと。

なお、特化則第25条第5項第1号の「設備」とは、施錠、縄による区画
等をいうこと。また、同項第2号の「設備」とは、窓、排気管等をいい、
必ずしも動力によりクロロホルム等の蒸気を排出することを要しないこと。

ク クロロホルム等有機溶剤業務に係る作業主任者（特化則第27条及び第28
条関係）

（ア）クロロホルム等有機溶剤業務に係る作業主任者については、クロロ
ホルム他9物質が溶剤として使用される実態に応じた適切な作業の管
理を行わせるため、有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者のうち
から選任しなければならないこととしたこと。このため、特定化学物
質又は四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者のうちから選
任することはできないことに留意すること。

（イ）特化則第38条の8において準用する有機則第2条又は第3条の規定
により、クロロホルム他9物質の消費量が許容消費量を超えないこと
につき労働基準監督署長の認定を受けた場合等には、クロロホルム等
有機溶剤業務（クロロホルム他9物質いずれの含有量も重量の1%以
下の製剤その他の物に係るものに限る。）について、作業主任者の選
任を要しないこととしたこと。

なお、クロロホルム等を製造し、又は取り扱う作業であって、改正
省令による改正前の有機則において適用除外の対象となっていた作業
については、改正省令による改正後の特化則における作業主任者の選
任に係る規定の適用除外対象とならないことから、当該作業について
は、改正政令附則第2条において、1年間の経過措置を設けることと
されている。

ケ 作業環境測定の実施及びその結果の評価並びにこれらの結果の記録の保
存（特化則第36条、第36条の2及び第36条の5関係）

（ア）DDVP成形・加工・包装業務を行う屋内作業場について、作業環
境測定及びその結果の評価を行わなければならないこととしたこと。

なお、DDVP等に係る局所排気装置の要件、作業環境測定の方法
及び測定結果の評価方法については、改正政令及び改正省令の施行の
日までに、特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が
定める性能（昭和50年労働省告示第75号）、作業環境測定基準（昭和

51年労働省告示第46号)、作業環境評価基準(昭和63年労働省告示第79号)及び特定化学物質障害予防規則第8条第1項の厚生労働大臣が定める要件(平成15年厚生労働省告示第378号)を改正し、公示する予定であること。

(イ) 事業者は、クロロホルム等有機溶剤業務を行う作業場(クロロホルム他9物質を重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を製造し、取り扱う作業場に限る。)について、クロロホルム他9物質の空気中の濃度を測定しなければならないこととしたこと。

また、当該作業環境測定の結果及びその評価の結果の記録については、30年間保存しなければならないこととしたこと。(第36条第3項及び第36条の2第3項関係)

なお、当該作業場のうち、改正省令による改正前の有機則の規制対象の作業場以外の作業場については、改正省令による改正後の特化則における作業環境測定の実施に係る規定の適用除外対象とならないことから、改正政令附則第4条において1年間の経過措置を設けることとされている。

(ウ) クロロホルム他9物質は、有機溶剤と同様に作用し、蒸気による中毒を発生させるおそれがあることから、事業者は、(イ)の測定のほか、クロロホルム他9物質のいずれかを含み、かつ特別有機溶剤又は有機溶剤の含有量の合計が重量の5%を超える製剤その他の物(以下「クロロホルム等特定有機溶剤混合物」という。)を用いて屋内作業場で有機溶剤業務を行う場合には、特別有機溶剤及び施行令別表第6の2第1号から第47号までに掲げる有機溶剤の空気中の濃度を測定しなければならないこととしたこと。(第36条の5関係)

なお、当該作業環境測定の結果及びその評価の結果の記録については、3年間保存しなければならないこととしたこと。

(エ) 特化則第38条の8において準用する有機則第3条の規定により、クロロホルム他9物質の消費量が許容消費量を超えないことにつき労働基準監督署長の認定を受けた場合には、(ウ)の測定の実施を要しないこととしたこと。

コ 特別管理物質の追加(特化則第38条の3関係)

DDVP等及びクロロホルム等(クロロホルム他9物質を重量の1%を超えて含有する製剤その他の物に限る。以下、この項において同じ。)を特別管理物質に追加したこと。

これに伴い、DDVP等及びクロロホルム等は、特化則第38条の3の作業場内掲示、特化則第38条の4の作業記録の作成及び記録の30年間保存、特化則第40条第2項の特殊健康診断の結果の記録の30年間保存並びに特化則第53条の記録の提出の対象となることに留意すること。

なお、クロロホルム他9物質について、発がん性のおそれがあることを踏まえ、改正省令施行前に作成され、現時点で保存中の当該物質に関する

作業環境測定及びその結果の評価に関する記録についても、30年間保存することが望ましいこと。

サ クロロホルム等に係る措置（特化則第38条の8 関係）

（ア）クロロホルム等については、その含有する有機溶剤の有無、種類及び量によって有機則第1条第1項第3号の「第1種有機溶剤等」、同項第4号の「第2種有機溶剤等」又は同項第5号の「第3種有機溶剤等」に相当する場合があります、それに応じて、準用する有機則の規定が区別されるものであること。

クロロホルム他9物質を勘案しない場合に「第3種有機溶剤等」に区分される物について、特化則第38条の8において準用する有機則第1条第1項の規定により「第1種有機溶剤等」又は「第2種有機溶剤等」に相当することとなる場合、有機則第25条の適用に際し、それぞれ「第1種有機溶剤等」又は「第2種有機溶剤等」として取り扱うこと。

（イ）特化則第38条の8において準用する有機則第24条の規定に基づく揭示は、「有機溶剤中毒予防規則第24条第1項の規定により揭示すべき事項の内容及び揭示方法」（昭和47年労働省告示第123号）により行うこと。

（ウ）特化則第38条の8において準用する有機則第24条の揭示事項と、特化則第38条の3の揭示事項をまとめて揭示して差し支えないこと。この場合、共通の事項について重ねて揭示する必要はないこと。

シ DDVP成形・加工・包装業務に係る特殊健康診断（特化則第39条関係）

事業者は、DDVP成形・加工・包装業務に常時従事する労働者及びDDVP成形・加工・包装業務に常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものに対し、特化則第39条の特殊健康診断を実施しなければならないこととしたこと。（特化則第39条関係）

ス クロロホルム等有機溶剤業務に係る特殊健康診断（特化則第39条及び第41条の2 関係）

（ア）事業者は、クロロホルム等有機溶剤業務に常時従事する労働者に対し、特化則第39条の特殊健康診断を実施しなければならないこととしたこと。また、事業者は、クロロホルム等有機溶剤業務のうち、ジクロロメタン及びこれを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を用いて行う洗浄又は払拭の業務に常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものに対し、特化則第39条の特殊健康診断を実施しなければならないこととしたこと。（特化則第39条関係）

（イ）クロロホルム他9物質は、有機溶剤と同様に作用し、蒸気による中毒を発生させるおそれがあることから、クロロホルム等有機溶剤業務（クロロホルム等特定有機溶剤混合物を用いて行う業務に限る。）を行う場合には、有機則第29条第2項及び第5項に規定する項目について特殊健康診断を実施しなければならないこととしたこと。（特化則

第41条の2 関係)

(ウ) 第38条の8の規定において準用する有機則第3条の規定により、発がんのおそれのある有機溶剤等の消費量が許容消費量を超えないことにつき労働基準監督署長の認定を受けた場合には、(イ)の特殊健康診断の実施を要しないこととしたこと。(特化則第41条の2 関係)

セ 特殊健康診断の結果の記録及びその保存並びに報告(特化則第40条、第41条及び第41条の2 関係)

(ア) DDVP等又はクロロホルム等を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者に対して実施した特殊健康診断の結果の記録(特化則第39条の特殊健康診断に係るものに限る。)について、30年間保存しなければならないこととしたこと。(特化則第40条関係)

なお、クロロホルム他9物質について、発がんのおそれがあることを踏まえ、改正省令施行前に作成され、現時点で保存中の当該物質に関する特殊健康診断の結果の記録についても、30年間保存することが望ましいこと。

(イ) スの(イ)の特殊健康診断の結果の記録については、5年間保存しなければならないこととしたこと。(特化則第41条の2 関係)

(ウ) スの(イ)の特殊健康診断を行ったときは、特化則第41条の2において準用する有機則第30条の3の規定に基づき、有機溶剤等健康診断結果報告書を労働基準監督署長に提出しなければならないこととしたこと。(特化則第41条の2 関係)

ソ DDVP等及びクロロホルム等に係る特殊健康診断の項目(特化則別表第3及び別表第4 関係)

(ア) DDVP等に係る特殊健康診断の項目について

DDVPについては、ヒトに対する発がんのおそれや有機リン剤の中毒症状、皮膚障害、コリンエステラーゼ活性の低下等を引き起こす可能性が指摘されたことを踏まえ、DDVP成形・加工・包装業務に常時従事する労働者等に対する特殊健康診断の項目の趣旨等については、次のとおりとすること。

- ① 「業務の経歴の調査」は、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。なお、本項目については、当該業務に常時従事する労働者以外のものは対象とならないが、当該業務に常時従事させたことがあり、かつ、現に使用している労働者のうち、過去に「業務の経歴の調査」を実施していないものに対しても、当該労働者の次の健康診断において「業務の経歴の調査」を行うことが望ましいこと。
- ② 「作業条件の簡易な調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中のDDVPの濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、DDVPの蒸気の発散源からの距離、呼吸用保護具の使用状況等について、

医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものであること。このうち、環境中のDDVPの濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等からあらかじめ聴取する方法があること。

なお、本項目については、当該業務に常時従事する労働者以外のものは対象とならないが、当該業務に常時従事させたことがあり、かつ、現に使用している労働者で、過去に「作業条件の簡易な調査」を実施していないものに対しても、当該労働者の次回の健康診断において「作業条件の簡易な調査」を行うことが望ましいこと。

③ 「DDVPによる皮膚炎、縮腫、流涙、唾液分泌過多、めまい、筋線維束れん縮、悪心、下痢等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査」は、DDVPにより生じるこれらの症状の既往歴の有無の検査をいうこと。なお、「皮膚炎、縮腫、流涙等の急性の疾患に係る症状」については、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

④ 「皮膚炎、縮腫、流涙、唾液分泌過多、めまい、筋線維束れん縮、悪心、下痢等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、DDVPにより生じるこれらの症状の検査をいうこと。なお、「皮膚炎、縮腫、流涙等の急性の疾患に係る症状」については、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

⑤ 「血清コリンエステラーゼ活性値の測定」は、DDVPによるコリン作動性の自他覚症状に先行して評価するための検査であること。なお、「血清コリンエステラーゼ活性値の測定」は、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

⑥ 「作業条件の調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の詳細について、当該労働者、衛生管理者、作業主任者等の関係者から聴取することにより調査するものであること。

なお、「作業条件の調査」は、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

⑦ 「肝機能検査」は、DDVPによる肝機能の異常の有無を評価するための検査であること。

なお、「肝機能検査」は、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

⑧ 「白血球数及び白血球分画の検査」は、白血病等が存在する可能性や病勢等について評価するための検査であること。

⑨ 「神経学的検査」は、DDVPによる神経系の異常を評価するための検査であること。

なお、「神経学的検査」は、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

(イ) ジクロロメタン及びこれを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物に係る特殊健康診断の項目について

ジクロロメタンについては、有機則に基づく特殊健康診断の対象とされていたところであるが、ヒトに対する発がんのおそれや肝機能障害、中枢神経症状等を引き起こす可能性が指摘されたことを踏まえ、健康診断項目の見直しを行い、特化則において特殊健康診断の実施を義務付けることとしたこと。

また、ジクロロメタン及びこれを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を用いて行う有機溶剤業務(③から⑤までについては、印刷機等の洗浄又は払拭の業務に限る。)に常時従事する労働者等に対する特殊健康診断の項目の趣旨等については、次のとおりとすること。

- ① 「業務の経歴の調査」及び「作業条件の簡易な調査」については、DDVP等に係る特殊健康診断の趣旨等((ア)①及び②)と同様であること。
- ② 「ジクロロメタンによる集中力の低下、頭重、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査」は、ジクロロメタンにより生じるこれらの症状の既往歴の検査をいうこと。なお、「集中力の低下、頭重、頭痛等の急性の疾患に係る症状」については、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。
- ③ 「集中力の低下、頭重、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、ジクロロメタンにより生じるこれらの症状の検査をいうこと。なお、「集中力の低下、頭重、頭痛等の急性の疾患に係る症状」については、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。
- ④ 「血清総ビリルビン、血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ(GPT)、血清ガンマーグルタミルトランスぺプチダーゼ(γ-GTP)及びアルカリホスファターゼの検査」は、ジクロロメタンによる肝・胆道系の障害を評価するための検査であること。
- ⑤ 「作業条件の検査」については、DDVP等に係る特殊健康診断の趣旨等((ア)⑥)項目と同様であること。
- ⑥ 「腹部の超音波検査等の画像検査」は、肝・胆道系の異常を評価するための検査で、腹部の超音波検査、磁気共鳴画像検査、CT(コンピュータ断層撮影)による検査等をいうこと。
- ⑦ 「CA19-9等の腫瘍マーカーの検査」は、胆管がん等が存在する可能性や病勢等について評価するための検査であること。
- ⑧ 「血液中のカルボキシヘモグロビンの量の測定又は呼気中の一酸化

炭素の量の測定」は、ジクロロメタンによるばく露状況を評価するための検査であること。

- ⑨ クロロホルム等特定有機溶剤混合物に係る業務のうちジクロロメタンに係るものに常時従事する労働者に対し、特化則第41条の2において準用する有機則第29条の特殊健康診断と特化則第39条の特殊健康診断と併せて行う場合には、共通の項目については重ねて実施する必要はないこと。

ただし、当該項目についての結果の記録については、特化則及び有機則それぞれの規定に基づき作成し、保存しなければならないこと。

- (ウ) クロロホルム他9物質（ジクロロメタンを除く。）及びこれらを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物に係る特殊健康診断の項目について

- ① クロロホルム他9物質（ジクロロメタンを除く。）については、有機則に基づく特殊健康診断を実施していたところであるが、ヒトに対する発がんのおそれが指摘されたことを踏まえ、特化則において特殊健康診断の実施を義務付けることとしたこと。なお、クロロホルム等有機溶剤業務（ジクロロメタンに係るものを除く。）に常時従事する労働者等に対する特殊健康診断の項目については、有機則第29条に基づく特殊健康診断と同様とすることとしたこと。

- ② クロロホルム等特定有機溶剤混合物に係る業務（ジクロロメタンに係る業務を除く。）に常時従事する労働者に対し、特化則第39条の特殊健康診断と有機則第29条の特殊健康診断を、重ねて実施する必要はないこと。

ただし、当該項目についての結果の記録については、特化則及び有機則それぞれの規定に基づき作成し、保存しなければならないこと。

- タ 法第66条第2項後段の特殊健康診断の対象物に係る裾切値（特化則別表第5関係）

改正政令による施行令第22条第2項の改正により、法第66条第2項後段の特殊健康診断の対象業務として、DDVP、ジクロロメタン又はこれらを含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるものを製造し、又は取り扱う業務が規定されたことに伴い、これらの物に係る裾切値を1%としたこと。

- チ DDVP成形・加工・包装業務、クロロホルム等有機溶剤業務を特殊健康診断の対象業務として規定したことに伴い、特化則様式第3号について所要の改正を行ったこと。（特化則様式第3号（裏面）関係）

- (4) 家内則の一部改正（改正省令第4条関係）

- ア 容器の使用等を行うべき有機溶剤の追加等（家内則第15条及び第18条関係）

クロロホルム他9物質が有機溶剤（施行令別表6の2）から削除され、特別有機溶剤の第2類物質（施行令別表3第2号）に追加されたことに伴い、従来の規制対象物質の範囲が変更とならないよう、家内則第15条第1項第1号の「有機溶剤」の定義に特別有機溶剤を、家内則第18条の表の上欄の「有機溶剤等」の定義に特別有機溶剤等を追加したこと。

なお、エチルベンゼン、1, 2-ジクロロプロパン及びこれらを含む製剤その他の物についても、有機溶剤として使用される実態があることから、クロロホルム他9物質と併せて有機溶剤及び有機溶剤等の定義に追加したこと。

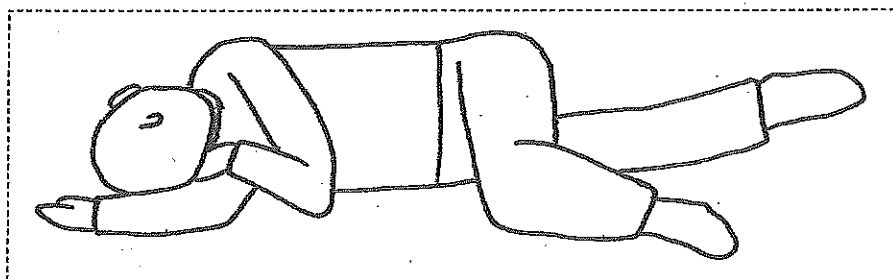
イ 危険防止のための書面の交付等（家内則第14条及び別表第1関係）

家内則別表第1に掲げる家内則第14条の危害防止のために交付する書面の記載事項のうち、有機溶剤に係る応急措置について、日本救急医療財団と日本蘇生協議会（J R C）で構成するガイドライン作成合同委員会が作成した「J R C 蘇生ガイドライン2010」等の最新の知見を踏まえた内容に改正したこと。

「中毒にかかった者を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態」とは、以下の図のような状態をいい、「消防機関への通報」とは、救急通報（119番通報）をいうこと。

なお、これらの応急処置は、事前に訓練を受けることが望ましいことから、機会を捉え関係者がこれら訓練を受けることが推奨されること。また、応急処置が必要となる事態に備えて、事業場に自動体外式除細動器（A E D）を設置することが望ましいこと。ただし、A E Dを設置する場合、引火のおそれのある場所ではA E Dの使用は適当ではないため、あらかじめ引火のおそれのない場所を応急処置を行う場所として定めておくこと。

図



（5）女性則の一部改正（改正省令第5条関係）

使用者が女性を就かせてはならない業務に、スチレン、テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）、トリクロロエチレンを発散する場所において行われる業務であって、特化則の規定による作業環境測定の結果、第三管理区分に区分された作業場におけるものを追加したこと。（女性則第2条第1項第18号イ関係）

（6）作業環境測定法施行規則（昭和50年労働省令第20号）の適用関係

今般の改正省令において作業環境測定法施行規則（以下「作環則」という。）

は改正されていないが、施行令、有機則及び特化則の改正に伴い、作環則の適用関係は以下のとおりとなること。

ア DDVPが特定化学物質に追加されることにより、DDVP等を製造し、又は取り扱う屋内作業場が作環則別表第3号の作業場の種類に追加されること。

イ クロロホルム他9物質が有機溶剤から削除され、特定化学物質に追加されることにより、クロロホルム等を製造し、又は取り扱う屋内作業場が作環則別表第3号の作業場の種類に追加されるとともに、同表第5号の作業場の種類からは除かれることとなること。

ウ クロロホルム等特定有機溶剤混合物を製造し、又は取り扱う屋内事業場に係る作業環境測定のうち、特定有機溶剤混合物中の特別有機溶剤等の分析（解析を含み、簡易測定機器以外の機器を用いて行うものに限る。以下同じ。）は、作環則別表第3号に掲げる作業場の種類について登録を受けた第一種作業環境測定士（ただし、クロロホルム他9物質を分析する場合、（8）のクの（ア）又は（イ）の適用を受ける第一種作業環境測定士でも可）に実施させる必要があり、クロロホルム等特定有機溶剤混合物の施行令別表第6の2第1号から第47号までに掲げる有機溶剤の分析は作環則別表第5号に掲げる作業場の種類について登録を受けた第一種作業環境測定士に実施させる必要があること。

（7）施行期日（改正省令附則第1条関係）

改正省令は、平成26年11月1日から施行することとしたこと。

（8）経過措置（改正省令附則第2条から第6条まで関係）

ア 計画の届出に関する経過措置（改正省令附則第2条関係）

安衛則別表第7に定める以下の設備等の設置若しくは移転又は主要構造部分の変更を平成27年1月31日までの間（施行後3ヶ月）に行う場合には、安衛則第86条第1項及び法第88条第2項において準用する同条第1項の規定に基づく計画の届出を要しないこととしたこと。

- ・ DDVP等を製造する設備
- ・ DDVP等を製造し、又は取り扱う特定化学設備及びその附属設備
- ・ DDVP等のガス又は蒸気が発散する屋内作業場に設ける発散抑制措置
- ・ 特化則第38条の8において準用する有機則第5条若しくは第6条の規定に規定するクロロホルム等（改正政令及び改正省令による改正前の施行令、有機則及び特化則の規制対象のものを除く。）に係る局所排気装置等

イ 様式に関する経過措置（改正省令附則第3条関係）

改正省令の施行の際、現に存する改正省令による改正前の様式による報告書の用紙は、当分の間、必要な改訂をした上、使用することができるこ

ととしたこと。

ウ 第2類物質の製造等に係る設備に関する経過措置（改正省令附則第4条及び第5条関係）

DDVP等及びクロロホルム等を製造し、又は取り扱う設備で、改正省令の施行の際、現に存するものについては、平成27年10月31日までの間（施行後1年間）は、改正省令による改正後の特化則（以下「新特化則」という。）第4条又は第5条の規定及び新特化則第38条の8において準用する有機則第5条及び第6条の規定は、適用しないこととしたこと。

エ 特定化学設備に関する経過措置（改正省令附則第6条関係）

DDVP等を製造し、又は取り扱う特定化学設備で、改正省令の施行の際、現に存するものについては、平成27年10月31日までの間（施行後1年間）は、新特化則第13条から第17条まで、第18条の2、第19条第2項及び第3項、第19条の2から第20条まで、第31条並びに第34条の規定は、適用しないこととしたこと。

オ 出入口に関する経過措置（改正省令附則第7条関係）

DDVP等を製造し、又は取り扱う特定化学設備を設置する屋内作業場及び当該作業場を有する建築物であって、改正省令の施行の際、現に存するものについては、平成27年10月31日までの間（施行後1年間）は、新特化則第18条の規定は、適用しないこととしたこと。

カ 警報設備等に関する経過措置（改正省令附則第8条関係）

DDVP等を製造し、又は取り扱う特定化学設備を設置する作業場又は当該作業場以外の作業場でDDVP等を合計100リットル以上取り扱う作業場で、改正省令の施行の際、現に存するものについては、平成27年10月31日までの間（施行後1年間）は、新特化則第19条第1項及び第4項までの規定は、適用しないこととしたこと。

キ 床に関する経過措置（改正省令附則第9条関係）

DDVP等を製造し、又は取り扱う特定化学設備を設置する屋内作業場で改正省令の施行の際、現に存するものについては、平成27年10月31日までの間（施行後1年間）は、新特化則第21条の規定は、適用しないこととしたこと。

ク 作業環境測定士の資格に係る経過措置（改正省令附則第10条関係）

（ア）改正省令の施行の際現に、作環則別表第5号に掲げる作業場の種類について作業環境測定法（昭和50年法律28号。以下「作環法」という。）

第7条又は第33条第1項の規定による登録を受けている第一種作業環境測定士又は作業環境測定機関は、それぞれ作環則別表第3号に掲げる作業場（改正省令による改正後の特化則第2条の2第1号イに掲げるクロロホルム等有機溶剤業務を行う作業場に限る。（イ）及び（ウ）において同じ。）の種類及び同別表第5号に掲げる作業場の種類について登録を受けているものとみなすこととしたこと。（改正省令附則第10条第1項関係）

- (イ) 改正省令の施行の際現に、第一種作業環境測定士講習（作環則別表第5号の作業場の種類に係るものに限る。）を修了している者（（ア）に掲げる者を除く。）が作環法第7条の規定による第一種作業環境測定士の登録を受けたときには、作環則別表第3号に掲げる作業場の種類及び同別表第5号に掲げる作業場の種類について登録を受けたものとみなすこととしたこと。（改正省令附則第10条第2項関係）
- (ウ) 改正省令の施行の際現に、作環法第34条の2第1項に基づき届出がされている業務規程（作環則第59条第1号に掲げる事項（以下「記載事項」という。）として作環則別表第5号の作業場の種類を定めているものに限る。）は、記載事項として、作環則別表第3号に掲げる作業場の種類及び同別表第5号の作業場の種類を定めた業務規程とみなすこととしたこと。（改正省令附則第10条第3項関係）

クロロホルム等に係る特定化学物質障害予防規則の適用整理表

注：本表には有機溶剤中毒予防規則の準用は含まない。

条文		内容	クロロホルム等(クロロホルム他 9 物質の含有量が 1 % 超) A 1、A 2	クロロホルム等(クロロホルム他 9 物質の含有量が 1 % 以下) (注) B
第 1 章 総則	2	定義	「特別有機溶剤等」	
	2 の 2	適用除外業務	● (有機溶剤業務以外の業務を除外)	
第 2 章 製造に係る措置	3	第 1 類物質の取扱いに係る設備	×	
	4	特定第 2 類物質、オーラミン等の製造等に係る設備	×	
	5	特定第 2 類物質、管理第 2 類物質に係る設備	×	
	6～6 の 3	第 4 条、第 5 条の措置の適用除外	×	
	7	局所排気装置等の要件	×	
	8	局所排気装置等の稼働時の要件	×	
第 3 章 用後処理	9	除じん装置	×	
	10	排ガス処理装置	×	
	11	廃液処理装置	×	
	12	残さい物処理	×	
	12 の 2	ぼろ等の処理	×	×
第 4 章 漏えいの防止	13～20	第 3 類物質等の漏えいの防止	×	
	21	床の構造	×	
	22・22 の 2	設備の改造等	×	×
	23	第 3 類物質等が漏えいした場合の退避等	×	
	24	立入禁止措置	×	×
	25	容器等	●	● (一部適用)
	26	第 3 類物質等が漏えいした場合の救護組織等	×	
第 5 章 管理	27・28	作業主任者の選任、職務	● (有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者から選任)	
	29～35	定期自主検査、点検、補	×	

		修等		
	36～36の 4	作業環境測定	●	×
	37	休憩室	×	×
	38	洗浄設備	×	×
	38の2	喫煙、飲食等の禁止	×	×
	38の3	掲示	●	×
	38の4	作業記録	●	×
第6章 健康診 断	39～41	健康診断	●	×
	42	緊急診断	● (一部適用)	● (一部適用)
第7章 保護具	43～45	呼吸用保護具、保護衣等 の備え付け等	×	×
第8章 製造許 可等	46～50の 2	製造許可等に係る手続き 等	×	
第9章 技能講 習	51	特定化学物質及び四アル キル鉛等作業主任者技能 講習	×	
第10章 報告	53	記録の報告	●	×

(注) 特別有機溶剤及び有機溶剤の含有量の合計が重量の5%を超えるものに限る。

クロロホルム等に係る有機溶剤中毒予防規則の準用整理表

条文		内容	クロロホルム等(クロロホルム他9物質の含有量が1%超) A 1、A 2	クロロホルム等(クロロホルム他9物質の含有量が1%以下) (注) B
第1章 総則	1	定義		●
	2	適用除外(許容消費量)	●(※1)	●(※3)
	3・4	適用除外(署長認定)	●(※2)	●(※4)
第2章 設備	5	第1種有機溶剤等、第2種有機溶剤等に係る設備		●
	6	第3種有機溶剤等に係る設備		●
	7～13の3	第5条、第6条の措置の適用除外		●
第3章 換気装置の性能等	14～17	局所排気装置等の要件		●
	18	局所排気装置等の稼働時の要件		●
	18の2・18の3	局所排気装置等の稼働の特例許可		●
第4章 管理	19・19の2	作業主任者の選任、職務		×
	20～23	定期自主検査、点検、補修		●
	24	掲示		●
	25	区分の表示		●
	26	タンク内作業		●
	27	事故時の退避等		●
第5章 測定	28～28の4	作業環境測定	●(※5・6)	●(※6)
第6章 健康診断	29～30の3	健康診断	●(※5・7)	●(※7)
	30の4	緊急診断		×
	31	健康診断の特例	●(※5)	●
第7章 保護具	32～34	送気マスク等の使用、保護具の備え付け等		●
第8章 貯蔵と空容器の処理	35・36	貯蔵、空容器の処理		×
第9章 技能講習	37	有機溶剤作業主任者技能講習		● (特化則第27条により適用)

(注) 特別有機溶剤及び有機溶剤の含有量の合計が重量の5%を超えるものに限る。

※1 第2章、第3章、第4章(第27条を除く。)、第7章について適用除外

※2 第2章、第3章、第4章(第27条を除く。)、第5章、第6章、第7章及び特化則第42条第2項について適用除外

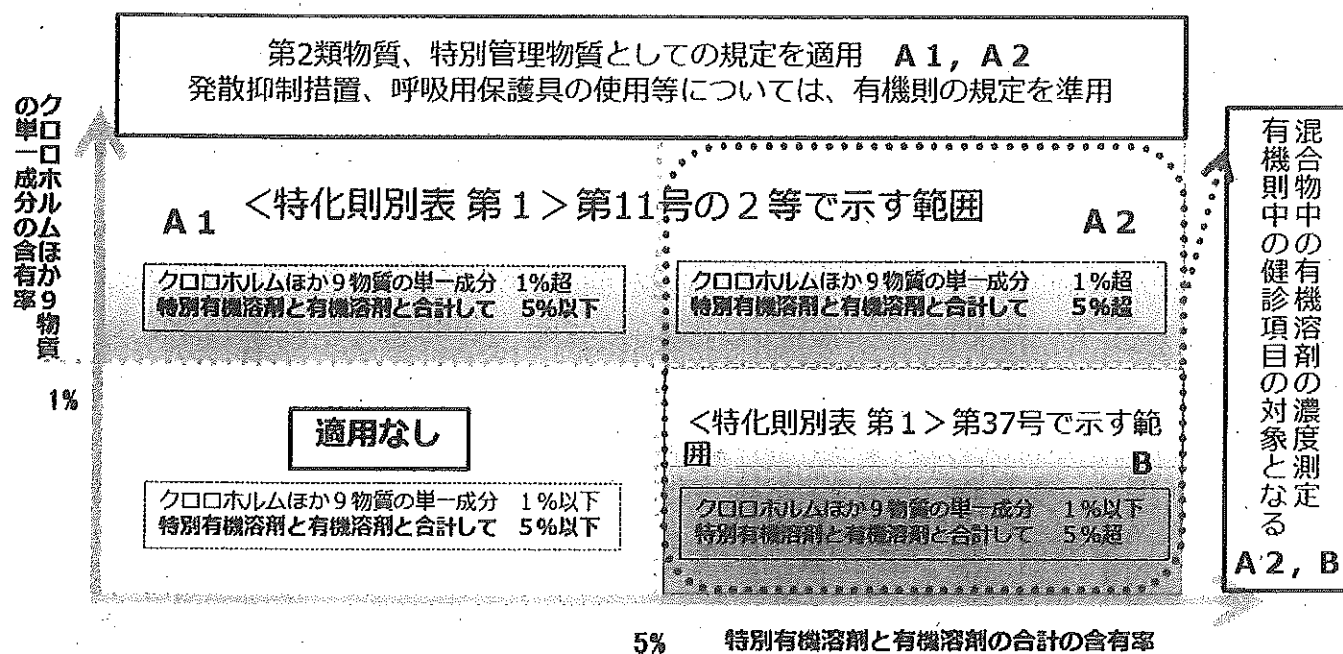
※3 第2章、第3章、第4章(第27条を除く。)、第7章及び特化則第27条について適用除外

※4 第2章、第3章、第4章(第27条を除く。)、第5章、第6章、第7章及び特化則第27条、第42条第2項について適用除外

※5 特別有機溶剤及び有機溶剤の含有量が5%以下のものを除く。

※6・7 作業環境測定に係る保存義務は3年間、健康診断に係る保存義務は5年間。

クロロホルム等に係る規制内容 概念図



特定化学物質障害予防規則等を改正しました

ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(DDVP)
について健康障害防止措置が義務づけられます

クロロホルムほか9物質について、有機溶剤から
特定化学物質へ移行し、発がん性を踏まえた措置が義務づけ
られます

クロロホルム・四塩化炭素・1,4-ジオキサン・1,2-ジクロロエタン・
ジクロロメタン・スチレン・1,1,2,2-テトラクロロエタン・
テトラクロロエチレン・トリクロロエチレン・メチルイソブチルケトン
※これらの10物質を「クロロホルムほか9物質」といいます

改正政省令・告示は、平成26年11月1日から施行・適用します。
(一部に経過措置があります)

厚生労働省では、事業場において労働者が有害物にさらされる（ばく露）状況を把握するため、「有害物ばく露作業報告制度」を設けています。この報告に基づき、リスク評価を実施し、労働者に重い健康障害を及ぼすおそれのある化学物質については、必要な規制を実施しています。

今回のリスク評価の結果、ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(DDVP)と「クロロホルムほか9物質」についても規制が必要とされたので労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、特定化学物質障害予防規則を改正しました。

目 次

- 主な規定の適用一覧 (P2)
- ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト (P3)
有害性・性状・用途 / 容器・包装への表示 (ラベル) / 文書の交付等 (SDS) / 特定化学物質としての規制の対象となる作業と含有率 / 発散抑制措置等 / 作業主任者 / 漏えい防止のための措置等 / その他の措置 / 作業環境測定 / 健康診断
- クロロホルムほか9物質 (P7)
有害性・性状・用途 / 規制対象の範囲 / 発散抑制措置等と呼吸用保護具 (有機則の準用) / 局所排気装置など設置の例外と呼吸用保護具 / 必要な保護具の備え付け / 作業主任者 / 作業環境測定 / 健康診断 / 特別管理物質としての措置 / その他の措置 / 有機則の準用の適用除外 / 文書の交付等 (SDSの据切り値の変更) / 有機則第24条第1項の規定に基づく掲示

◆このパンフレットでは、各法令の名称を次のように略記しています。

労働安全衛生法→安衛法 労働安全衛生規則→安衛則 労働安全衛生法施行令→安衛令 特定化学物質障害予防規則→特化則
有機溶剤中毒予防規則→有機則



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

今回の改正による物質ごとの主な規定の適用（一覧）

条文	規制内容	ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト (DDVP)	クロロホルムほか9物質を1%を超えて含有する物	クロロホルムほか9物質1%以下、かつ特別有機溶剤と有機溶剤と合計して5%を超える物
安衛法	57 表示	●		●
57の2	文書の交付	●		●
88	計画の届出	●		●
2	定義	「特定第二類物質」		「特別有機溶剤等」
2の2	適用除外（業務）	●（DDVPを含む製剤の成形加工又は包装業務以外全て）		●（有機溶剤業務以外全て）
4	特定第二類物質等の製造に係る設備	●		
5	特定第二類又は管理第二類物質に係る設備	●		
6	4・5条の適用除外	●		×
7	局排等の性能	●（抑制濃度0.1mg/m ³ ）		
8	局排等の稼働時の要件	●		
12の2	ばら等の処理	●		×
13～20	漏えいの防止（特定化学設備）	●		×
21	床の構造	●		×
22, 22の2	設備の改造等の作業	●		×
23	退避等	●		×
24	立入禁止措置	●		×
25	容器等	堅固な容器 容器等への表示と保管 空容器の保管上の措置 貯蔵場所の設備 第1項 第2,3項 第4項 第5項	● ● ● ×	● × ● ●
26	救護組織等	●		×
27(28)	作業主任者の選任	●（特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者講習会を修了した者から選任）		●（有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者から選任）
29～35	定期自主検査、点検、補修等	●		×
36	作業環境の測定	実施 記録の保存	● ●（30年）	● ●（30年）
36の2	測定結果の評価と記録の保存	●（30年）	●（30年）	
36の3, 36の4	管理濃度	0.1mg/m ³		各物質について別表に掲載
36の3, 36の4	評価の結果に基づく措置	●	●	
37	休憩室	●		×
38	洗浄設備	●		×
38の2	喫煙、飲食等の禁止	●		×
38の3	掲示	●	●	×
38の4	作業の記録と保存	●（30年）	●（30年）	×
38の8	特別規定	×		有機則の準用
39～40の3	健康診断	雇入れ、定期 配転後 記録の保存	● ● ●（30年）	● ジクロロメタンに限る ●（30年）
41	健康診断結果の報告	●	●	
42	緊急診断	特定化学物質 特別有機溶剤等	● ×	● ●（一部適用除外）
43～45	呼吸用保護具等の備え付け	●		×
53	記録の報告	●	●	×

クロロホルムほか9物質に係る有機溶剤中毒予防規則の準用（特化則第36条の5、38条の8、41条の2）

条文	規制内容	クロロホルムほか9物質を1%を超えて含有する物	クロロホルムほか9物質1%以下、かつ特別有機溶剤と有機溶剤と合計して5%を超える物
1	定義	●	●
2～4	適用除外（許容消費量）	●	●
5	第1種、第2種有機溶剤に係る設備	●	
6	第3種有機溶剤に係る設備（タンク等の内部）	●	
7～13の3	適用除外（同壁開放・臨時・短時間・設置困難等）	●	
14～18の3	局排等の性能要件等	●	
20～23	定期自主検査、点検、補修	●	
24	掲示	●	
25	区分の表示	●	
26	タンク内作業	●	
27	事故時の退避等	●	

条文	規制内容	クロロホルムほか9物質を1%を超えて含有する物	クロロホルムほか9物質1%以下、かつ特別有機溶剤と有機溶剤と合計して5%を超える物
28	作業環境の測定（有機溶剤混合物）	●*	●
	実施		
	記録の保存	●*（3年）	●（3年）
28の2	測定結果の評価	●*（3年）	●（3年）
28の3、28の4	評価の結果に基づく措置	●*	●
29～30の2の2	健康診断（有機溶剤混合物）	●*	●
	雇入れ、定期		
	記録の保存	●*（5年）	●（5年）
30の3	健康診断結果の報告	●*	●
31	健康診断の特例	●*	●
32～34	送気マスク又は有機ガス用防毒マスクの使用		●
	保護具の数等		●

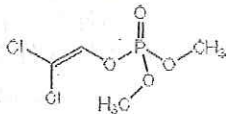
クロロホルムほか9物質、エチルベンゼン、1,2-ジクロロプロパンをあわせて「特別有機溶剤」という。

* 特別有機溶剤と有機溶剤を合計して5%以下のものを除く

ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト (DDVP) の健康障害防止対策

今回の改正で、表示対象物、特定化学物質の特定第2類物質に位置づけられるとともに、特別管理物質になりました。

有害性・性状・用途

主な有害性 (発がん性、その他の有害性 (GHS区分1のもの))	性状	用途の例と構造式
ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(DDVP)		CAS No. 62-73-7
発がん性：国際がん研究機関 (IARC) 2B(ヒトに対して発がん性を示す可能性がある) その他：急性毒性(吸入：蒸気)、皮膚感作性、 特定標的臓器毒性(単回ばく露)神経系、 特定標的臓器毒性(反復ばく露)神経系・肝臓	特徴的な臭気のある 無色～琥珀色の液体 (沸点140℃、蒸気圧 1.6Pa (20℃))	家庭用殺虫剤または 文化財燻蒸剤 

容器・包装への表示 (ラベル)

(安衛法第57条、安衛則第30、32、33条、別表第2)

＜平成26年11月1日より適用＞

ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(DDVP)、これを重量の1%以上含有する製剤その他の物を容器・包装に入れて譲渡、提供する場合は、容器・包装に次の事項の表示が必要です。

表示事項

- ①名称、②成分、③人体に及ぼす影響、④貯蔵または取扱い上の注意、
- ⑤表示者の氏名、住所、電話番号、⑥注意喚起語、⑦安定性及び反応性、⑧標章
- ※主として一般消費者の生活の用に供するためのものは除外
- ※平成26年11月1日時点で既に存在する物については、平成27年4月30日までは適用除外

文書の交付等 (SDS)

(安衛法第57条の2、安衛則第34条の2、34条の2の4、別表第2の2)

ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(DDVP)、これを重量の0.1%以上含有する製剤その他の物を提供する場合は、安全データシート (SDS) の交付などにより次の事項の通知が必要です。
(今回、改正はありません。)

通知事項

- ①名称、②成分及びその含有量、③物理的および化学的性質、④人体に及ぼす作用、
- ⑤貯蔵または取扱い上の注意、⑥流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置、
- ⑦通知者の名称、住所、電話番号、⑧危険性または有害性の要約、⑨安定性及び反応性、
- ⑩適用される法令、⑪その他
- ※主として一般消費者の生活の用に供するためのものは除外

特定化学物質としての規制の対象となる作業と含有率

(特化則第2条の2)

- ◆ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイトと、これを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物
(以下「DDVP等」という) が対象
- ◆DDVP等を製造し、または取り扱う作業のうち、DDVPを含む製剤の成形加工または包装業務
(以下「DDVP成形・加工・包装業務」という) が規制の対象

適用除外作業

- ①DDVP成形・加工・包装業務以外の業務
- ※ [容器・包装への表示] については適用除外となりません。

発散抑制措置等 (特化則第4,5,7,8条29,30,32,33,34の2,35条) (安衛則第86,88条及び別表第7)

DDVP成形・加工・包装業務について、DDVPなどから発散するガス、蒸気に労働者がさらされること（ばく露）を防止するため、次の措置をとることが必要です。

- 1 対象物の製造工程の密閉化
- 2 製造工程以外を対象物のガス、蒸気が発散する屋内作業場での発散抑制措置
- 3 局所排気装置及びプッシュプル型換気装置の性能要件、点検、届出等

1. 対象物の製造工程 (特化則第4条)

- ① 製造設備を密閉式の構造とすること
- ② 製造する対象物を労働者に取り扱わせるときは、隔離室での遠隔操作によること
- ③ 計量作業、容器に入れる作業、袋詰め作業で、①及び②の措置が著しく困難であるときは、対象物が作業中の労働者の身体に直接接触しない方法により行い、かつ、当該作業場所に囲い式フードの局所排気装置またはプッシュプル型換気装置を設けること

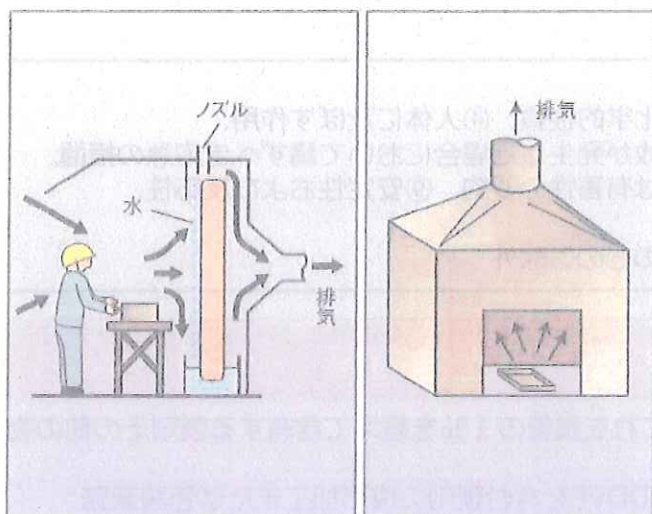
2. 製造工程以外を対象物のガス、蒸気が発散する屋内作業場 (特化則第5条)

- ① 発散源を密閉する設備、局所排気装置またはプッシュプル型換気装置を設けること
- ② ①の措置が著しく困難なとき、または臨時の作業を行うときは、全体換気装置を設ける等労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講じること

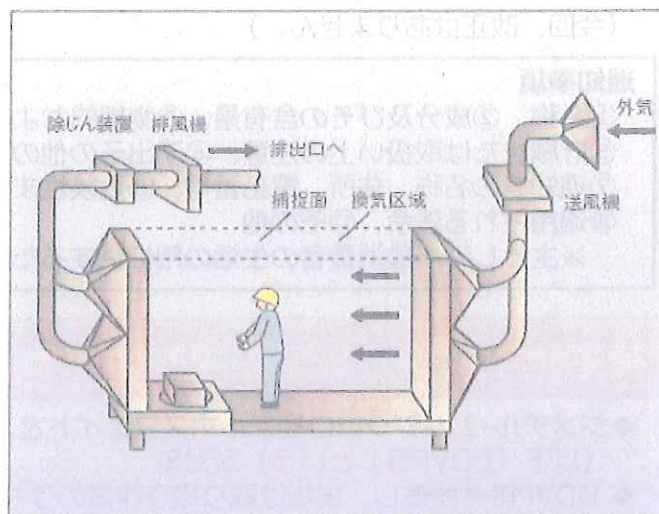
3. 局所排気装置及びプッシュプル型換気装置の要件、点検、届出等

- ① 構造、性能等について一定の要件を満たす必要があること (特化則第7,8条)
(局所排気装置の抑制濃度は、ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト $0.1\text{mg}/\text{m}^3$)
- ② 定期自主検査、点検を行うこと (特化則第29,30,32,33,34の2,35条)
- ③ 設置計画の届出 (安衛則第86,88条及び別表第7)
(設置・移転・変更しようとする日の30日以上前に届出が必要)

※ 3-③以外は平成27年11月1日から義務化。ただし、平成26年11月1日～平成27年10月31日に製造・取扱い設備を新設する場合は、新設する時点から。3-③の届出は、発散抑制設備を平成27年1月31日までに設置・移転・変更しようとする場合は不要。



局所排気装置(囲い式)の例



プッシュプル型換気装置(開放式・水平流)の例

作業主任者

(特化則第27,28条)

<平成27年11月1日より適用>

DDVP成形・加工・包装業務では、作業主任者を選任し、次の事項を行わせることが必要です。
※試験研究のため取り扱う作業を除く。

- ◆「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任（特化則第27条）
- ◆作業主任者の職務（特化則第28条）
 - ①作業に従事する労働者が対象物に汚染され、吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
 - ②局所排気装置、プッシュプル型換気装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を1カ月を超えない期間ごとに点検すること。
 - ③保護具の使用状況を監視すること。

漏えい防止のための措置等

(特化則第13条～18条ほか)

<平成27年11月1日より適用>

DDVPなどの製造・取扱い設備で移動式以外のもの（特化則で「特定化学設備」という）からの漏えい事故などによる労働者の健康障害を予防するため、次の措置をとることが必要です。

(特定化学設備について)

- 1 漏えいの防止措置等
 - ①腐食防止措置（特化則第13条）
 - ②接合部の漏えい防止措置（特化則第14条）
 - ③バルブ等の開閉方向の表示等（特化則第15条）
 - ④バルブ等の材質等（特化則第16条）
 - ⑤送給原材料等の表示（特化則第17条）
 - ⑥作業規程（特化則第20条）
 - ⑦設備の改造等の作業時の措置（特化則第22条、第22条の2）
 - ⑧適切な容器の使用、保管等（特化則第25条第1項から第4項まで）
- 2 漏えい時など異常時・緊急時のための措置等
 - ① 2以上の出入口（特化則第18条）
 - ② 計測装置の設置（特化則第18条の2）
 - ③ 警報設備等（特化則第19条）
 - ④ 緊急遮断装置の設置等（特化則第19条の2）
 - ⑤ 予備動力源等（特化則第19条の3）
 - ⑥ 不浸透性の床（特化則第21条）
 - ⑦ 漏えい時の退避等（特化則第23条）
 - ⑧ 救護組織、訓練等（特化則第26条）
- 3 点検、労働基準監督署への届出等
 - ① 特定化学設備の定期自主検査及び点検（特化則第31、32、34、34の2、35条）
 - ② 特定化学設備の設置等の計画の届出（安衛則第86、88条及び別表第7）
(設置・移転・変更しようとする日の30日以上前に届出が必要)

※1-⑦⑧、2-⑦⑧、3-②以外は平成27年11月1日より措置が必要。ただし、平成26年11月1日～平成27年10月31日に製造・取扱い設備を新設する場合には、新設する時点から。

1-⑦⑧、2-⑦⑧は平成26年11月1日より。3-②は、特定化学設備を平成27年1月31日までに設置・移転・変更しようとするときは不要。

その他の措置

(特化則第12条の2,24条,37条, 38条～38条の4,43～45条,53条)

<平成26年11月1日より適用>

- ◆有効な呼吸用保護具等を備えること(特化則第43～45条)
 - ◆ぼろ等の処理(特化則第12条の2)
 - ◆関係者以外の者の立入禁止措置(特化則第24条)
 - ◆取扱い上の注意事項等の掲示(特化則第38条の3)※
 - ◆作業を記録し、30年間保存すること(特化則第38条の4)※
 - ◆休憩室、洗浄設備の設置(特化則第37条、第38条)
 - ◆喫煙、飲食の禁止(特化則第38条の2)
 - ◆事業廃止時の記録の報告※(特化則第53条)
- ※特別管理物質としての措置



作業環境測定

(特化則第36条～第36条の4)

<平成27年11月1日より適用>

対象物を製造・取り扱う屋内作業場(DDVP成形・加工・包装業務に限る。)では、作業環境測定とその評価、結果に応じた適切な改善を行うことが必要です。

- ◆6カ月以内ごとに1回、定期に、作業環境測定士※(国家資格)による作業環境測定を実施
※ 分析は3号(特化物)の資格を持つ第一種作業環境測定士資格を有する測定士が実施
- ◆結果について一定の方法で評価を行い、評価結果に応じて適切な改善が必要
- ◆測定の記録及び評価の記録は30年間保存

物質名	管理濃度	試料採取方法	分析方法
ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(DDVP)	0.1mg/m ³	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法

健康診断

(特化則第39条～第42条、別表第3～第5)

<平成26年11月1日より適用>

DDVP成形・加工・包装業務に常時従事する労働者に対して、健康診断を行うことが必要です。

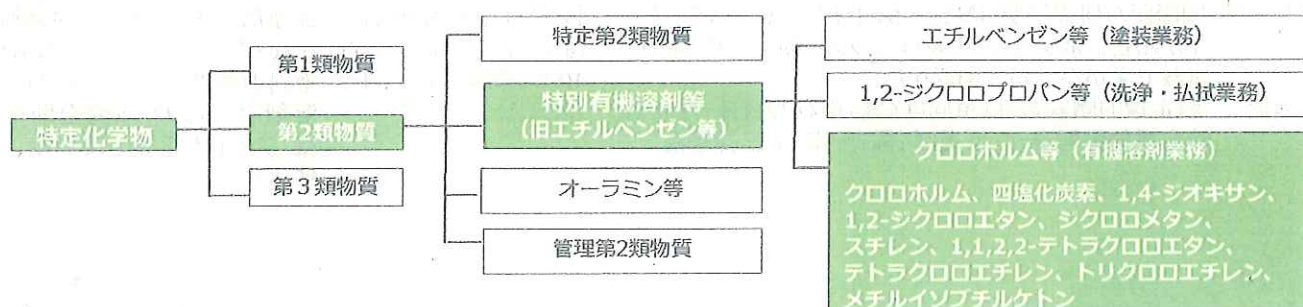
- ◆対象物の製造・取扱い業務(DDVP成形・加工・包装業務に限る)に常時従事する労働者に対し、雇入れまたはこの業務への配置替えの際及びその後6カ月以内ごとに1回、定期に、規定の項目について健康診断を実施
- ◆過去にDDVP成形・加工・包装業務に常時従事させたことがあり、配転監して現在も雇用している労働者についても同様に健康診断を実施
- ◆対象物が漏えいし、労働者が汚染された時は医師による診察または処置を受けさせる。
- ◆健康診断の結果(個人票)は、30年間の保存が必要
- ◆健康診断の結果を労働者に通知
- ◆特定化学物質健康診断結果報告書(様式第3号)を労働基準監督署長に提出

■ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(DDVP)の健診項目

- ① 業務の経歴の調査※
 - ② 作業条件の簡易な調査※
 - ③ DDVPによる皮膚炎、縮腫、流涙、唾液分泌過多、めまい、筋線維束れん縮、悪心、下痢等の他覚症状または自覚症状の既往歴の有無の検査(皮膚炎、縮腫、流涙等の急性症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る)
 - ④ 皮膚炎、縮腫、流涙、唾液分泌過多、めまい、筋線維束れん縮、悪心、下痢等の他覚症状または自覚症状の有無の検査(皮膚炎、縮腫、流涙等の急性症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る)
 - ⑤ 血清コリンエステラーゼ活性値の測定※
〔二次健康診断項目〕
 - ① 作業条件の調査※② 血清コリンエステラーゼ活性値の測定※③ 肝機能検査※
 - ④ 白血球数および白血球分画の検査
 - ⑤ 神経学的検査※
- ※DDVP成形・加工・包装業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。

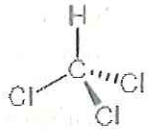
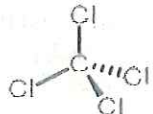
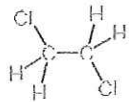
クロロホルムほか9物質の健康障害防止対策

クロロホルムほか9物質は、これまで有機溶剤の中に位置づけられていましたが、発がん性を踏まえた今回の改正により、特定化学物質の第2類物質の「特別有機溶剤等」の中に位置づけられるとともに、特別管理物質になりました。

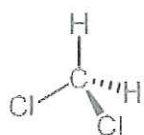
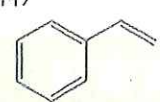
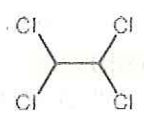
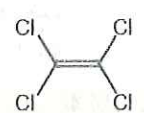
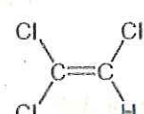
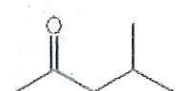


あわせて、これまで「エチルベンゼン等」として分類されていたエチルベンゼン等、1,2-ジクロロプロパン等も「特別有機溶剤等」の中に位置づけられました。

有害性・性状・用途（その1）

主な有害性 (発がん性、その他の有害性(GHS区分1のもの))	性状	用途の例と構造式
クロロホルム CAS67-66-3		
発がん性: 国際がん研究機関(IARC)2B(ヒトに対して発がん性を示す可能性がある)。マウスを使った2年間の試験で発がん性が認められた。 その他: 皮膚腐食性・刺激性(1A-1C)、眼に対する重篤な損傷・眼刺激性、特定標的臓器毒性(単回ばく露)肝臓・腎臓、特定標的臓器毒性(反復ばく露)中枢神経系・腎臓・肝臓・呼吸器	特徴的な臭気のある無色の液体(沸点62℃、蒸気圧21.2kPa(20℃))	フルオロ-ホン原料、試薬、抽出溶剤(農薬、医薬品) 
四塩化炭素 CAS56-23-5		
発がん性: 国際がん研究機関(IARC)2B(ヒトに対して発がん性を示す可能性がある)。ラット及びマウスを使った2年間の試験で発がん性が認められた。 その他: 特定標的臓器毒性(単回ばく露)肝臓・腎臓・中枢神経系、特定標的臓器毒性(反復ばく露)腎臓・肝臓	特徴的な臭気のある無色の液体(沸点76.5℃、蒸気圧12.2kPa(20℃))	他の物質の原料、試験研究または分析 
1,4-ジオキサン CAS123-91-1		
発がん性: 国際がん研究機関(IARC)2B(ヒトに対して発がん性を示す可能性がある)。ラット及びマウスを使った2年間の試験で発がん性が認められた。 その他: 特定標的臓器毒性(単回ばく露)中枢神経系、特定標的臓器毒性(反復ばく露)腎臓・肝臓・中枢神経系	特徴的な臭気のある無色の液体(沸点101℃、蒸気圧5.1kPa(25℃))	抽出・反応用溶剤、塩素系溶剤の安定剤、洗浄用溶剤 
1,2-ジクロロエタン(1,2-ジクロロエタン)(別名二塩化エチレン) CAS107-06-2		
発がん性: 国際がん研究機関(IARC)2B(ヒトに対して発がん性を示す可能性がある)。ラット及びマウスを使った2年間の試験で発がん性が認められた。 その他: 吸引性呼吸器有害性、特定標的臓器毒性(単回ばく露)中枢神経系・血液・肝臓・腎臓・呼吸器・心血管系、特定標的臓器毒性(反復ばく露)腎臓・肝臓・神経系・甲状腺・血液	特徴的な臭気のある無色の液体(沸点83.5℃、蒸気圧10.5kPa(25℃))	塩ビモノマー原料、エチレンジアミン、合成樹脂原料(ポリアミド樹脂)、フィルム洗浄剤、有機溶剤、混合溶剤、殺虫剤、医薬品(ビタミン抽出)、くん蒸剤、イオン交換樹脂 

有害性・性状・用途（その2）

主な有害性 (発がん性、その他の有害性(GHS区分1のもの))	性状	用途の例と構造式
ジクロロメタン(ジクロロメタン) (別名二塩化メチレン)		
発がん性: 国際がん研究機関(IARC) 2A(ヒトに対しておそらく発がん性を示す)。ラット及びマウスを使った2年間の試験で発がん性が認められた。 その他: 特定標的臓器毒性(単回ばく露)中枢神経系・呼吸器、特定標的臓器毒性(反復ばく露)肝臓・中枢神経系	特徴的な臭気のある無色の液体(沸点40°C、蒸気圧47.4kPa(20°C))	洗淨剤(プリント基板、金属脱脂)、医薬・農薬溶剤、エアゾール噴射剤、塗料剥離剤、ホリカーボネートの反応溶剤、ウレタンフォーム発泡助剤、繊維・フィルム溶剤、接着剤、その他溶剤 
スチレン		
発がん性: 国際がん研究機関(IARC) 2B(ヒトに対して発がん性を示す可能性がある) その他: 生殖毒性(1B)、吸引力呼吸器有害性、特定標的臓器毒性(単回ばく露)中枢神経系、特定標的臓器毒性(反復ばく露)呼吸器・肝臓・神経系・血液系	無色～黄色の液体(沸点145°C、蒸気圧0.7kPa(20°C))	合成原料(ポリスチレン樹脂、ABS樹脂、合成ゴム、不飽和ポリエステル樹脂、塗料樹脂、イオン交換樹脂、化粧品原料) 
1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン(1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン) (別名四塩化アセチレン)		
発がん性: 国際がん研究機関(IARC) 2B(ヒトに対して発がん性を示す可能性がある) その他: 特定標的臓器毒性(単回ばく露)中枢神経系・肝臓、特定標的臓器毒性(反復ばく露)肝臓・中枢神経系	クロロホルムに似た臭気のある液体(沸点146.5°C、蒸気圧0.6kPa(25°C))	溶剤 
テトラクロロエチレン(テトラクロロエチレン) (別名パークロロエチレン)		
発がん性: 国際がん研究機関(IARC) 2A(ヒトに対しておそらく発がん性を示す)。ラット及びマウスを使った2年間の試験で発がん性が認められた。GHS発がん性区分1B その他: 特定標的臓器毒性(単回ばく露)中枢神経系・呼吸器・肝臓、特定標的臓器毒性(反復ばく露)神経系・呼吸器・肝臓	特徴的な臭気のある無色の液体(沸点121°C、蒸気圧2.5kPa(25°C))	代替フロン合成原料、ドライクリーニング溶剤、脱脂洗淨、溶剤 
トリクロロエチレン(トリクロロエチレン)		
発がん性: 国際がん研究機関(IARC) 1(ヒトに対して発がん性を示す。GHS発がん性区分1B) その他: 生殖毒性(1B)、特定標的臓器毒性(反復ばく露)中枢神経系	特徴的な臭気のある無色の液体(沸点87°C、蒸気圧7.8kPa(20°C))	代替フロン合成原料、脱脂洗淨剤、工業用溶剤、試薬 
メチルイソブチルケトン(MIBK)		
発がん性: 国際がん研究機関(IARC) 2B(ヒトに対して発がん性を示す可能性がある) その他: 特定標的臓器毒性(反復ばく露)神経系	特徴的な臭気のある無色の液体(沸点117～118°C、蒸気圧2.1kPa(20°C))	硝酸セルロース及び合成樹脂、磁気テープ、ラッカー溶剤、石油製品の脱ロウ溶剤、脱脂油、製薬工業、電気メッキ工業、ピロリン、ペニシリン抽出剤 

主な改正内容（発がん性を踏まえた措置）

クロロホルムほか9物質を取扱う時には ～記録の保存を延長し、作業記録を作成する必要があります～

クロロホルムほか9物質を製造または使用して行う有機溶剤業務については、発がん性に着目し、記録の保存期間の延長や作業記録の作成等の措置を講じる必要があります。

クロロホルムほか9物質とは

今回の改正で、特定化学物質の第2類物質かつ特別管理物質となった、発がんのおそれのある以下の10物質をいいます。

- | | |
|--------------------|--------------|
| ・クロロホルム | ・四塩化炭素 |
| ・1,4-ジオキサン | ・1,2-ジクロロエタン |
| ・ジクロロメタン | ・スチレン |
| ・1,1,2,2-テトラクロロエタン | ・テトラクロロエチレン |
| ・トリクロロエチレン | ・メチルイソブチルケトン |



有害性（発がん性）を踏まえた措置が必要となります

- ・特別管理物質となった上記10物質は、発がんのおそれがあります。
- ・発がん性には、遅発性の影響があるため、**作業記録の作成、健診結果等の記録の30年間の保存、有害性等の掲示**の措置が必要です。

1 作業記録の作成（特化則第38条の4）

常時作業に従事する労働者について1カ月以内ごとに次の事項の記録が必要。

- ① 労働者の氏名
- ② 従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間
- ③ 特別管理物質により著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要

2 記録の保存の延長（特化則第36条、36条の2、38条の4、40条）

有害性（発がん性）の遅発性の影響を踏まえ、次の書類の30年間の保存が必要。
なお、記録の保存は、書面の保存に代えて電磁的記録による保存が可能です。

- ① 健康診断個人票
- ② 作業環境測定記録
- ③ 作業環境測定の評価記録
- ④ 作業記録

3 有害性等の掲示（特化則第38条の3）

作業に従事する労働者が見やすい箇所に、次の事項の掲示が必要。

- ① 名称
- ② 人体に及ぼす作用
- ③ 取扱上の注意事項
- ④ 使用保護具

その他、今回の改正で、**有害性に応じた含有率（裾切り値）が見直され、事業廃止時の記録の報告、配置転換後の健康診断（ジクロロメタン）等**が、新たな措置内容として追加されました。（次ページ参照）

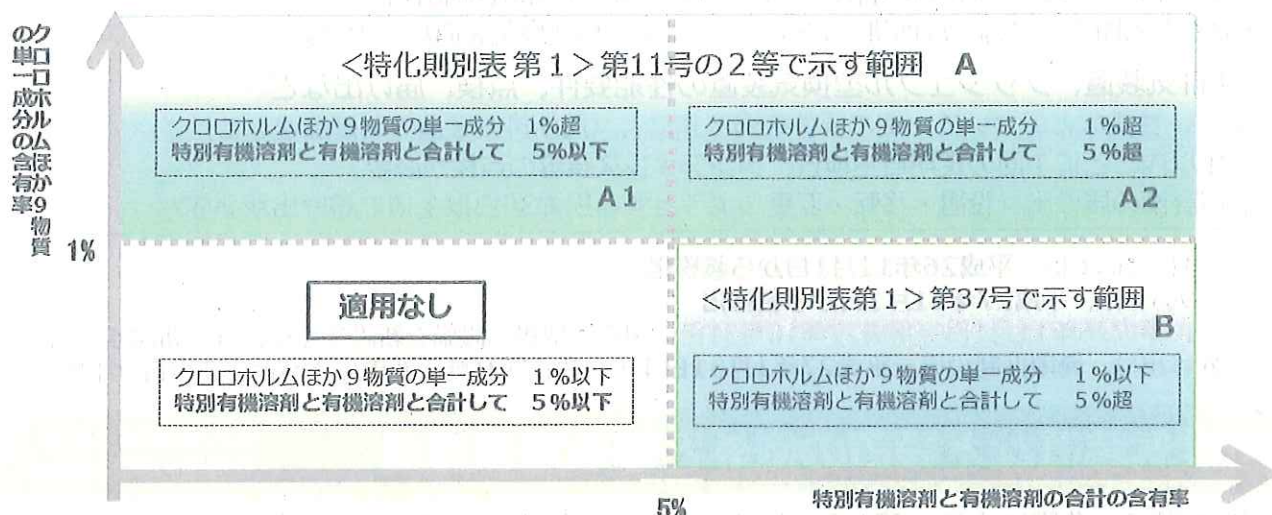
これからの措置内容（従来の有機則に基づく措置内容）

措置内容	改正前の主な 条文（有機 則）	改正後の主な 条文（特化則）	主な変更点	濃度範囲		
				A 1	A 2	B
発散抑制 措置	有機則第5条	特化則第38条の8 （有機則第5条準 用）	継続 従来と同様の措置（局所排気装置等の設置）が必要です。★	●	●	●
定期自主 検査	有機則第20条 第2項	特化則第38条の8 （有機則第20条第 2項準用）	継続 従来と同様の措置（局所排気装置等の1年以内ごとに1回の検査）が必要です。★	●	●	●
作業主任 者	有機則第19条 第2項	特化則第27条第1 項	新規 有機溶剤作業主任者講習修了者から特定化学物質作業主任者の選任が必要です。★	●	●	●
作業環境 測定と記 録の保存	有機則第28条 第2項、3項 （単一又は混 合物成分の測 定と3年間 保存）	特化則第36条第1 項、3項	新規 クロロホルムほか9物質の単一成分（1%超の場合）の測定が必要です。記録は30年間の保存が必要です。★	●	●	●
		特化則第36条の5 （有機則第28条第 2項、3項準用）	継続 特別有機溶剤と有機溶剤の混合物（合計して5%超の場合）の測定が必要です。記録は3年間の保存が必要です。		●	●
作業環境 測定評価 と記録の 保存	有機則第28条 の2第1項、2項 （単一又は混 合物成分の測定 評価と3年間保存）	特化則第36条の2 第1項、3項	新規 クロロホルムほか9物質の単一成分（1%超の場合）の測定の評価が必要です。記録は30年間の保存が必要です。★	●	●	●
		特化則第36条の5 （有機則第28条の 2第1項、2項準 用）	継続 特別有機溶剤と有機溶剤の混合物（合計して5%超の場合）の測定の評価が必要です。記録は3年間の保存が必要です。		●	●
健康診断	有機則第29条 第2項、3項、5 項（有機則健診 の実施）	特化則第39条第1 項	新規 現在の作業従事者について、クロロホルムほか9物質の単一成分（1%超の場合）の特化物健診が必要です。★	●	●	●
		特化則第39条第2 項	新規 過去の作業従事者について、ジクロロメタン単一成分（1%超の場合）の特化物健診が必要です。（※ジクロロメタン洗浄・払拭業務のみ）★	●	●	●
		特化則第41条の2 （有機則第29条 第2項、5項準用）	継続 現在の作業従事者について、特別有機溶剤と有機溶剤の混合物（合計して5%超の場合）の有機溶剤健診が必要です。		●	●
健康診断 結果の 保存	有機則第30条 （有機溶剤等 健康診断個人 票の5年間保 存）	特化則第40条第2 項	新規 クロロホルムほか9物質の単一成分（1%超の場合）の特化物健診の様式（特定化学物質健康診断個人票）により記録が必要です。記録は30年間の保存が必要です。★	●	●	●
		特化則第41条の2 （有機則第30条準 用）	継続 特別有機溶剤と有機溶剤の混合物（合計して5%超の場合）の有機溶剤健診の様式（有機溶剤等健康診断個人票）により記録が必要です。記録は5年間の保存が必要です。		●	●
健康診断 の結果報告	有機則第30条 の3（有機溶 剤等健康診断 結果報告書の 提出）	特化則第41条	新規 クロロホルムほか9物質の単一成分（1%超の場合）の特化物健診の様式（特定化学物質健康診断結果報告書）により報告が必要です。★	●	●	●
		特化則第41条の2 （有機則第30条の 3準用）	継続 特別有機溶剤と有機溶剤の混合物（合計して5%超の場合）の有機溶剤健診の様式（有機溶剤等健康診断結果報告書）により報告が必要です。		●	●
掲示	有機則第24条 第1項	特化則第38条の8 （有機則第24条第 1項準用）	継続 従来と同様の措置（人体に与える影響、取扱注意事項の掲示）が必要です。なお、掲示内容が一部変更となります。★	●	●	●
区分表示	有機則第25条 第1項、2項	特化則第38条の8 （有機則第25条第 1項、2項準用）	継続 従来と同様の措置（有機溶剤の区分表示）が必要です。★	●	●	●
溶剤の貯 蔵	有機則第35条	特化則第25条第1 項	新規 特化則に基づく堅固な容器・確実な包装が必要です。★	●	●	●
		特化則第25条第5 項	新規 特化則に基づく貯蔵場所へ立入禁止、蒸気の排出設備の措置が必要です。★	●	●	●
空容器の 処理	有機則第36条	特化則第25条第4 項	新規 特化則に基づく発散防止措置、一定の保管場所へ集積の措置が必要です。★	●	●	●

- ★印の措置は今回の改正で、従来有機則の対象となっていなかった「クロロホルムほか9物質の単一成分で1%超、かつ特別有機溶剤と有機溶剤の合計の含有率が5%以下のもの」も対象に追加されます。（経過措置あり）
- 各措置内容の詳細は次ページ以降の説明をご確認ください。

規制対象の範囲

- ◆対象となる業務は、「クロロホルムほか9物質」「クロロホルムほか9物質の含有物」を用いて
屋内作業場等において行う有機溶剤業務（以下「クロロホルム等有機溶剤業務」）
（有機溶剤業務及び屋内作業場等の範囲は有機溶剤中毒予防規則と同じ）
※「容器・包装への表示」については有機溶剤業務用に限らず、すべての物が対象
- ◆クロロホルム等有機溶剤業務、エチルベンゼン塗装業務および1,2-ジクロロプロパン洗浄・払拭
業務をあわせて「特別有機溶剤※業務」といいます。
※クロロホルムほか9物質、エチルベンゼン、1,2-ジクロロプロパンをあわせて「特別有機溶剤」という。
- ◆対象となるクロロホルムほか9物質の含有物は以下の図のA、Bの部分



クロロホルムほか9物質規制の概要 (A,Bの区分は上図も参照)

	クロロホルムほか9物質の含有量	規制の概要
A	クロロホルムほか9物質の含有量が重量の1%を超えるもの（特別有機溶剤と有機溶剤の合計含有量が重量の5%以下のものはA1、5%を超えるものはA2）	発がん性に着目し、他の特定化学物質と同様の規制を適用。ただし、発散抑制措置、呼吸用保護具等については有機溶剤の規定を準用
B	クロロホルムほか9物質の含有量が重量の1%以内で、かつ特別有機溶剤と有機溶剤の合計含有量が重量の5%を超えるもの（有機溶剤のみで5%を超えるものは除く）	有機溶剤と同様の規制 ただし、1,2-ジクロロプロパンまたはエチルベンゼン（特化則適用業務に限る。）の含有量が重量の1%を超えるものについては、クロロホルムほか9物質の含有量が重量の1%を超えるものAと同等に取り扱われます。

別表第1第37号の対象となるケース（特別有機溶剤と有機溶剤の合計含有量が5%を超えるもの）

クロロホルムほか9物質 (各成分として1%以内)	特別有機溶剤 1,2-ジクロロプロパン (1%以内)	エチルベンゼン (1%以内)	有機溶剤 (44種類) (5%以内)	別表第1第37号（特別有機溶剤等と有機溶剤の合計 含有量が5%を超えるもの）
●	●	●	●	左の●の成分の合計が5%を超える場合対象
● (複数成分必要)	●	●	●	左の●の成分の合計が5%を超える場合対象
●	●	●	●	左の●の成分の合計が5%を超える場合対象
●	●	●	●	左の●の成分の合計が5%を超える場合対象
● (複数成分必要)	●	●	●	左の●の成分の合計が5%を超える場合対象
● (複数成分必要)	●	●	●	左の●の成分の合計が5%を超える場合対象
●	●	●	●	左の●の成分の合計が5%を超える場合対象
●	●	●	●	対象外 (5%を超えない)
●	●	●	●	左の●の成分の合計が5%を超える場合対象
● (複数成分必要)	●	●	●	左の●の成分の合計が5%を超える場合対象
●	●	●	●	左の●の成分の合計が5%を超える場合対象
●	●	●	●	対象外 (5%を超えない)
●	●	●	●	対象外 (5%を超えない)
●	●	●	●	対象外 (5%を超えない)

発散抑制措置等と呼吸用保護具（有機則の準用）

特化則第38条の8
有機則の規定を準用

	A	B
発散抑制措置（局所排気装置等の設置、性能、定期自主検査など）	○	○
送気マスク、有機ガス用防毒マスクの使用など	○	○
必要な保護具の備え付け	○	○

屋内作業場などにおいてクロロホルム等有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、クロロホルムほか9物質の蒸気に労働者がばく露することを防止するため、次の措置を講じることが必要

- 1 クロロホルムほか9物質が発散する屋内作業場での発散抑制措置
（発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置などの設置）
- 2 局所排気装置、プッシュプル型換気装置の性能要件、点検、届け出など
 - ・ 構造、性能などについて一定の要件を満たすこと（局所排気装置の制御風速など）
 - ・ 1年以内ごとに1回の定期自主検査、メンテナンス後等の点検が必要
 - ・ 設置計画の届け出（設置・移転・変更しようとする日の30日以上前に届け出が必要）

▶ A2とBについては、平成26年11月1日から義務化

▶ A1については、平成27年11月1日から義務化

ただし、平成26年11月1日～平成27年10月31日に製造・取扱い設備を新設する場合は、新設する時点から、2の届け出は、発散抑制設備を平成27年1月31日までに設置・移転・変更しようとする場合は不要

局所排気装置など設置の例外と呼吸用保護具

特化則第38条の8
有機則の規定を準用

有機則の規定の準用により、第1種または第2種有機溶剤などに該当する場合、全面形マスク以外は有機則と同じ。条文は有機則のもの

発散抑制措置の原則の例外		発散抑制のための設備		呼吸用保護具	
		局所排気装置等の原則	全体換気装置	送気マスク (有機則第32、33条)	有機ガス用防毒マスク (有機則第33条)
発散抑制措置の原則(有機則第5条)		○			
屋内作業場の周壁が開放の場合 (有機則第7条)		—	—	—	—
臨時の作業の場合 (有機則第8条)	タンク等の内部	—	○	○	○
	タンク等の内部以外	—	—	—	—
短時間の作業の場合 (有機則第9条)	タンク等の内部	—	—	○	—
	タンク等の内部以外	—	○	○	吹付け作業のみ ○
壁、床、天井について行う業務の場合 (有機則第10条)	タンク等の内部	—	○	○	○ 全面形マスク
	タンク等の内部以外	—	○	○	○
他の屋内作業から隔離の場合 (有機則第11条)		—	○	○	○
代替施設の設置の場合 (有機則第12条)		—	—	—	—
労働基準監督署長の許可を受けた場合(有機則第13条～第13条の3)		—		○（一部）	○（一部）

前ページのほか、以下の作業に呼吸用保護具が必要

◆屋内作業場等において、プッシュプル型換気装置のブース内の気流を乱す恐れのある形状の物について作業を行う場合（有機則第33条1項6号） ◆屋内作業場等において、蒸気の発散源を密閉する設備を開く作業（有機則第33条1項7号）	送気マスクまたは有機ガス用防毒マスク
クロロホルム等、または有機溶剤等を入れたことのあるタンク内の作業（有機則第32条1項1号）	送気マスク

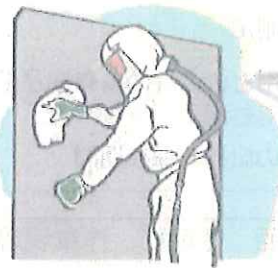
必要な保護具の備え付け

特化則第38条の8（有機則第33条の2）

同時に就業する労働者の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持



防毒マスク
(半面形)



送気マスク
(エアラインマスク
全面形)

作業主任者

（特化則第27条、第28条）

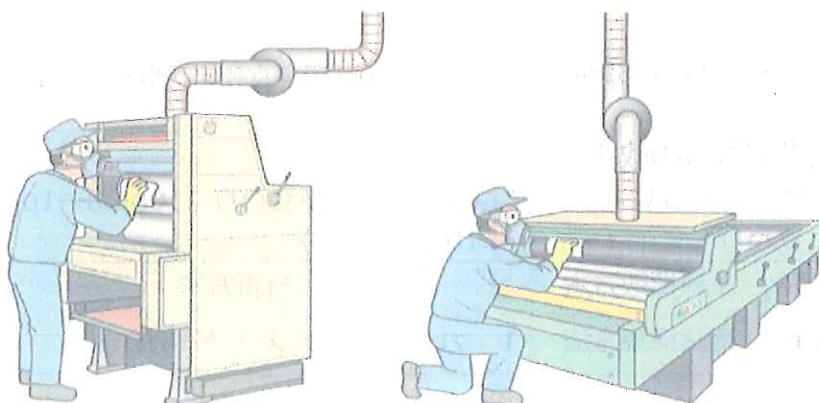
クロロホルム等有機溶剤業務では、作業主任者を選任し、次の事項を行わせることが必要（試験研究のため取り扱う作業を除く）

- ▶ A2とBについては、平成26年11月1日から義務化
- ▶ A1については、平成27年11月1日から義務化

	A	B
作業主任者の選任	○	○

- ◆「有機溶剤作業主任者技能講習」の修了者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任
- ◆作業主任者の職務
 - ① 作業に従事する労働者が対象物に汚染され、または吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること
 - ② 局所排気装置、プッシュプル型換気装置、その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を1カ月以内ごとに点検すること
 - ③ 保護具の使用状況を監視すること
 - ④ タンクの内部において特別有機溶剤業務※に労働者が従事するときは、有機則第26条に定める措置が講じられていることを確認すること

※特別有機溶剤業務：エチルベンゼン塗装業務、1,2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務及びクロロホルム等有機溶剤業務



特定化学物質 作業主任者の職務

- 1 作業に従事する労働者が特定化学物質により汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- 2 局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置、排液処理装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を1月を超えない期間ごとに点検すること。
- 3 保護具の使用状況を監視すること。
- 4 タンクの内部において特別有機溶剤業務に労働者が従事するときは、第38条の8において適用する有機則第26条各号に定める措置が講じられていることを確認すること。

作業主任者
氏 名

クロロホルム等有機溶剤業務を行う屋内作業場では、作業環境測定とその評価、結果に応じた適切な改善を行うことが必要

▶ A2とBについては、平成26年11月1日から義務化

▶ A1については、平成27年11月1日から義務化

	A（クロロホルムほか9物質の単一成分1%超）		B （特別有機溶剤と有機溶剤の合計5%超）
	特別有機溶剤と有機溶剤の合計5%以下 A1	特別有機溶剤と有機溶剤の合計5%超 A2	
クロロホルムほか9物質の測定	○（30年）	○（30年）	×
混合有機溶剤の各成分の測定	×	○（3年）	○（3年）

※特別有機溶剤と有機溶剤との合計の含有率が重量の5%を超える場合は、有機則で測定が義務づけられている有機溶剤混合物についても測定

※（ ）内は測定と評価の記録の保存期間

◆ 6カ月以内ごとに1回、定期的に、作業環境測定士（国家資格）による作業環境測定を実施

※クロロホルムほか9物質の分析は、3号（特化物）の第一種作業環境測定士資格を有する測定士が測定しますが、改正省令の施行日より前に、5号（有機溶剤）の資格を取得した第一種作業環境測定士も、引き続き分析が可能です（クロロホルムほか9物質を混合有機溶剤として評価する場合も同様です）。

※混合有機溶剤中の各有機溶剤の分析は、5号（有機溶剤）の資格を取得した第一種作業環境測定士が実施。

◆ 結果について一定の方法で評価を行い、評価結果に応じた適切な改善が必要

◆ 測定の記録、評価の記録を保存

物質名	管理濃度	試料採取方法	分析方法
◎クロロホルム	3ppm	液体捕集方法、 固体捕集方法 または直接捕集 方法	1 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 2 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、 ガスクロマトグラフ分析方法
1,2-ジクロロエタン	10ppm		
◎スチレン	20ppm		
◎トリクロロエチレン	10ppm		
メチルイソブチルケトン	20ppm		
◎四塩化炭素	5ppm	液体捕集方法 または固体捕集 方法	1 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 2 固体捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
1,1,2,2-テトラクロロエタン	1ppm		
1,4-ジオキサン	10ppm	固体捕集方法 または直接捕集 方法	1 ガスクロマトグラフ分析方法
ジクロロメタン	50ppm		
◎テトラクロロエチレン	50ppm		

◎の物質は、上記の試料採取方法、分析方法による測定のほか、検知管方式による測定も可能です。

<参考> 1,2-ジクロロプロパンの管理濃度等の改正

特別有機溶剤のうち1,2-ジクロロプロパンについては、管理濃度が変わり（10ppm→1ppm）、これに伴って試料採取方法も変わります。（平成26年10月1日から）

物質名	管理濃度	試料採取方法	分析方法
1, 2-ジクロロプロパン	1ppm	固体捕集方法	1 ガスクロマトグラフ分析方法

健康診断

(特化則第39条～第42条、別表第3～第5)

クロロホルム等有機溶剤業務に常時従事する労働者に対して、健康診断を行うことが必要です。 ▶平成26年11月1日から義務化

	A (クロロホルムほか9物質の 単一成分1%超)		B (特別有機溶剤と 有機溶剤の合計 5%超)
	特別有機溶剤と 有機溶剤の合計 5%以下 A1	特別有機溶剤と有 機溶剤の合計5% 超 A2	
クロロホルムほか9物質の 特殊健康診断	○ (30年)	○ (30年)	×
過去に従事させたことのある労働者の クロロホルムほか9物質 (ジクロロメタン洗浄・払拭業務を除く) の特殊健康診断	×	×	×
過去にジクロロメタン洗浄・払拭業務に 従事させたことのある労働者の特化則に 定める特殊健康診断	○ (30年)	○ (30年)	×
有機則に定める特殊健康診断	×	○ (5年)	○ (5年)
緊急診断	○	○	○

() 内は健康診断の結果の保存期間

- ◆ クロロホルム等有機溶剤業務に常時従事する労働者に対して、雇入れ、またはその業務への配置替えの際と、その後6カ月以内ごとに1回、定期的に、規定の項目について健康診断を実施
- ◆ 過去にジクロロメタン洗浄・払拭業務に常時従事させたことがあり、配置転換して現在も雇用している労働者についても同様に健康診断を実施。
- ◆ 健康診断の結果(個人票)を保存
- ◆ 健康診断の結果を労働者に通知
- ◆ 特定化学物質健康診断結果報告書、有機溶剤等健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出
- ◆ 対象物が漏洩し、労働者が汚染された時は、医師による診察、処置を受けさせる

■ クロロホルムほか9物質の特殊健康診断項目 (ジクロロメタンを除く) (クロロホルムほか9物質の単一成分1%超に適用)

- ① 業務の経歴の調査
- ② 作業条件の簡易な調査
- ③ クロロホルムほか9物質による健康障害等の他覚症状および自覚症状の既往歴の有無の調査
- ④ クロロホルムほか9物質による健康障害等の他覚症状または自覚症状の有無の調査
- ⑤ 尿中の蛋白の有無の検査
- ⑥ 尿中のクロロホルムほか9物質の代謝物の量の検査
- ⑦ 次ページ別表※に掲げる項目

【二次健康診断項目】

- ① 作業条件の調査
- ② 医師が必要と認める場合は、神経学的検査、貧血検査、肝機能検査、腎機能検査(尿中の蛋白の検査を除く)

〔※別表〕

有機溶剤名	健康診断項目
クロロホルム、四塩化炭素、 1, 4-ジオキサン、1, 2- ジクロロエタン、1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン	血清グルタミクオキサロアセチクトランスアミナーゼ (GOT)、 血清グルタミクピルビクトランスアミナーゼ (GPT)、 及びガンマ-グルタミルトターランスペプチダーゼ(γ-GTP)、 の検査
スチレン	尿中マンデル酸の量の検査
テトラクロロエチレン、 トリクロロエチレン	肝機能検査、尿中のトリクロロ酢酸又は総三塩化物の量の検査

■ ジクロロメタンの特殊健康診断項目（ジクロロメタン1%超に適用）

- ① 業務の経歴の調査※
- ② 作業条件の簡易な調査※
- ③ ジクロロメタンによる集中力の低下、頭重、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状または自覚症状の既往歴の有無の検査（集中力の低下、頭重、頭痛等の急性の疾患に係る症状にあっては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る）
- ④ 集中力の低下、頭重、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状または自覚症状の有無の検査（集中力の低下、頭重、頭痛等の急性の疾患に係る症状にあっては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る）
- ⑤ 血清総ビリルビン、GOT、GPT、γ-GTP、アルカリホスファターゼの量の検査

〔二次健康診断項目〕

- ① 作業条件の調査※
- ② 医師が必要と認める場合は、腹部の超音波等の画像検査、CA19-9等の腫瘍マーカーの検査、血液中のカルボキシヘモグロビンの量の測定または呼気中の一酸化炭素の量の検査※

※常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。

■ 有機則に定める特殊健康診断項目

（特別有機溶剤と有機溶剤との合計の含有率が、重量の5%を超える場合に適用）

- ① 業務の経歴の調査
- ② 有機溶剤による健康障害の既往歴並びに自覚症状および他覚症状の既往歴の調査、別表に掲げる項目（尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査に限る）についての既往の検査結果並びに尿中の蛋白の有無の検査、別表（尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査を除く）および貧血検査、肝機能検査、腎機能検査（尿中の蛋白の有無の検査を除く）、神経学的検査の既往の異常所見の有無の調査
- ③ 有機溶剤による自覚症状または他覚症状と通常認められる症状の有無の検査
- ④ 尿中の蛋白の有無の検査

【医師が必要と認める場合】

- ① 作業条件の調査
- ② 貧血検査
- ③ 肝機能検査
- ④ 腎機能検査（尿中の蛋白の検査を除く）
- ⑤ 神経学的検査

【健康診断実施上の留意点】

- ◆「作業条件の簡易な調査」は、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中の当該物質の濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、この物質の蒸気などの発生源からの距離、呼吸用保護具の使用状況などについて、医師が主にこの労働者から聴取するものである。このうち、環境中のこの物質の濃度に関する情報の収集は、この労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者などからあらかじめ聴取する方法がある。
- ◆クロロホルムほか9物質の特殊健康診断項目（クロロホルムほか9物質の単一成分1%超に適用）と有機則に定める特殊健康診断項目（特別有機溶剤と有機溶剤との合計の含有率が重量の5%を超える場合に適用）とを併せて行う場合には、共通の項目については重ねて実施する必要はない。
- ◆健康診断の結果の記録については、それぞれの規則に基づき作成し保存する。
- ◆健康診断の実施結果についてはそれぞれ特定化学物質健康診断結果報告書の有機溶剤等健康診断結果報告書を作成し、所轄労働基準監督署に提出する。

特別管理物質としての措置

特化則第38条の3、38条の4、38条の8
(有機則第24条、25条準用)

1. 取扱い上の注意事項など下表の事項を、作業に従事する労働者が見やすい作業場などに掲示

▶平成26年11月1日から義務化

掲示(特化則第38条の3、特化則第38条の8(有機則第24条)) 区分表示(特化則第38条の8(有機則第25条))	A	B
クロロホルムほか9物質についての掲示 ✓ 名称 ✓ 人体に及ぼす影響 ✓ 取扱い上の注意事項 ✓ 使用すべき保護具	○	—
有機溶剤についての掲示 ✓ 人体に及ぼす影響 ✓ 取扱い上の注意 ✓ 中毒が発生した時の応急措置	○	○
有機溶剤等の区分表示(色分け等の方法)	○	○

2. 作業の記録の保存(特化則第38条の4)(※19ページの作業記録例を参照)

▶平成26年11月1日から義務化

常時作業に従事する労働者について、1カ月以内ごとに次の事項を記録、30年間保存 ・労働者の氏名 ・従事した作業の概要と従事期間 ・クロロホルムほか9物質によって著しく汚染されたとき、その概要と事業者が講じた応急措置		
	A	B
記録と保存期間	○30年	—

その他の措置

特化則第25条、第38条の8、第53条 (有機則第26条、27条準用)

▶平成26年11月1日から義務化

	A	B
ばら等の処理 (特化則第12条の2) 対象物に汚染されたばら(ウエス等)、紙くず等を、ふた付きの不浸透性容器に収めておく	—	—
設備の改造等の作業(特化則第22条、22条の2)	—	—
立入禁止措置(特化則第24条)	—	—
関係者以外の立入禁止とその旨の表示	—	—
休憩室、洗浄設備の設置(特化則第37条及び第38条)	—	—
喫煙、飲食の禁止(特化則第38条の2)	—	—
容器等 (特化則第25条)	運搬・貯蔵時、堅固な容器の使用(第1項)	○
	容器等への表示と一定の場所での保管(第2項、第3項)	—
	空容器を一定の場所で保管(第4項)	○
	貯蔵場所の立入禁止と排気設備(第5項)	○
タンク内作業、事故の場合の退避 (特化則第38条の8(有機則第26条、27条準用))	○	○
事業を廃止する場合、測定・健診・作業の記録等を労基署へ報告 (特化則第53条)	○	—

有機則の準用の適用除外

特化則第27条第2項、36条第4項、36条の5、38条の8、第39条第5項、41条の2、42条第3項（有機則第2条、3条準用）

消費する有機溶剤などの量が少量で、許容消費量を超えない場合に、有機則準用の適用除外対象になるかどうかは下表のとおりです。

規制内容	A	B
発散抑制措置、呼吸用保護具、タンク内作業	適用除外対象	適用除外対象
作業主任者	適用除外とならない	適用除外対象
作業環境測定	有機溶剤の測定の部分のみ 適用除外対象	適用除外対象
特殊健康診断	有機溶剤の健診の部分のみ 適用除外対象	適用除外対象

【適用除外の要件】

- ◆屋内作業場等（タンク等の内部以外の場所）
作業時間1時間に消費する有機溶剤等の量が、常態として許容消費量を超えないとき
- ◆タンク等の内部
1日に消費する有機溶剤等の量が、許容消費量を常に超えないとき

消費する有機溶剤等の区分	有機溶剤等の許容消費量
第1種有機溶剤等	$W = 1 / 1.5 \times A$
第2種有機溶剤等	$W = 2 / 5 \times A$
第3種有機溶剤等	$W = 3 / 2 \times A$
備考 W = 有機溶剤等の許容消費量（単位：グラム） A = 作業場の気積（床面から4mを超える高さにある空間を除く。単位： m^3 ） ただし、気積が150 m^3 を超える場合は、150 m^3 とする	

- ◆消費する有機溶剤等の量には特別有機溶剤（クロロホルムほか9物質を含む）の量が含まれる
- ◆作業環境測定、特殊健康診断については、所轄の労働基準監督署長の適用除外認定が必要。署長認定を受けていない場合には、たとえ消費量が少量であっても、作業環境測定や健康診断等の実施が必要
- ◆改正前に有機則第2条、第3条による適用除外を受けていたもののうち、Aに該当するものについては、作業主任者の選任、一部の作業環境測定及び特殊健康診断の実施が必要（作業主任者と作業環境測定については経過措置あり）

文書の交付等（SDSの裾切り値の変更）

（安衛法第57条の2、安衛則第34条の2、34条の2の4及び別表）

メチルイソブチルケトンを含む容器・包装に入れて譲渡、提供する場合に交付しなければならない安全データシート（SDS）の裾切り値を、これまでの重量の1%以上含有する製剤その他の物から、重量の0.1%以上含有する製剤その他の物に引き下げます。

＜平成26年11月1日より適用＞

通知事項

- ①名称、②成分及びその含有量、③物理的および化学的性質、④人体に及ぼす作用、⑤貯蔵または取扱い上の注意、⑥流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置、⑦通知者の名称、住所、電話番号、⑧危険性または有害性の要約、⑨安定性および反応性、⑩適用される法令、⑪その他

※ 主として一般消費者の生活の用に供するためのものは除外

作業記録の例

例1 事業場ごとに月別で作成したもの

作業記録（月別）

〇〇工業株式会社〇〇工場 平成 年 月 日

労働者の氏名	従事した作業の概要	当該作業に従事した期間	特別管理物質により著しく汚染される事態の有無	著しく汚染される事態がある場合、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要
〇〇 〇〇	作業内容：金属部品の自動洗浄作業 作業時間：1日当たり〇時間 取扱温度：25℃（洗浄槽内40℃） 洗浄剤の消費量：1日当たり〇リットル 洗浄剤の成分：ジクロロメタン100%含有 換気状況：密閉設備 保護具：ゴム手袋、有機ガス用防毒マスク	〇月〇日～〇月〇日	有り 〇月〇日 午前〇時〇分頃	洗浄作業場で洗浄剤をタンクに補充中、左足に約2リットルかかる。水洗後医師への受診
●● ●●	作業内容：金属部品の手吹塗装作業 作業時間：1日当たり〇時間 取扱温度：25℃ 塗料の消費量：1日当たり〇リットル 塗料の成分：メチルイソブチルケトン10%含有 換気状況：局所排気装置（排気量〇m³/分） 保護具：ゴム手袋、有機ガス用防毒マスク	〇月〇日～〇月〇日	無し	

例2 事業場ごとに作業員別で作成したもの

作業記録（作業員別）

〇〇工業株式会社〇〇工場 労働者の氏名 〇〇 〇〇
平成 年 月 日～平成 年 月 日

作業年月日	従事した作業の概要	特別管理物質により著しく汚染される事態の有無	著しく汚染される事態がある場合、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要
〇月〇日	作業内容：金属部品の自動洗浄作業 作業時間：1日当たり〇時間 取扱温度：25℃（洗浄槽内40℃） 洗浄剤の消費量：1日当たり〇リットル 洗浄剤の成分：ジクロロメタン100%含有 換気状況：密閉設備 保護具：ゴム手袋、有機ガス用防毒マスク	有り 〇月●日 午前〇時〇分頃	洗浄作業場で洗浄剤をタンクに補充中、左足に約2リットルかかる。水洗後医師への受診
〇月〇日	同上	無し	—
〇月〇日	同上	無し	—
〇月〇日	作業内容：金属部品の手吹塗装作業 作業時間：1日当たり〇時間 取扱温度：25℃ 塗料の消費量：1日当たり〇リットル 塗料の成分：メチルイソブチルケトン10%含有 換気状況：局所排気装置（排気量〇m³/分） 保護具：ゴム手袋、有機ガス用防毒マスク	無し	—

有機則第24条第1項の規定に基づく掲示（昭和47年告示第123号の一部改正）

▶平成26年11月1日から適用

有機溶剤等の作業場の取り扱い上の注意事項等の掲示の内容が一部変わります。

有機溶剤の中毒が発生したときの応急措置について掲示すべき内容	
改正前	改正後
中毒にかかった者を直ちに通風のよい場所に移し、すみやかに、衛生管理者その他の衛生管理を担当する者に連絡すること。	中毒にかかった者を直ちに通風のよい場所に移し、すみやかに、衛生管理者その他の衛生管理を担当する者に連絡すること。
中毒にかかった者の頭を低くして横向き又は仰向きに寝かせ、身体の保温に努めること。	中毒にかかった者を <u>横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で</u> 身体の保温に努めること。
中毒にかかった者が意識を失っている場合は、 <u>口中の異物を取り除くこと</u> 。	中毒にかかった者が意識を失っている場合は消防機関への <u>通報を行うこと</u> 。
中毒にかかった者の呼吸が止まった場合は、すみやかに、 <u>人工呼吸を行うこと</u> 。	中毒にかかった者の呼吸が止まった場合は、すみやかに、 <u>心肺蘇生を行うこと</u> 。

改正内容に関する通達・資料はこちら
厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000257760.html>

条文の参照は、電子政府の総合窓口（e-GOV）法令データ提供システム

<http://law.e-gov.go.jp/idx.htm#idxsearch.cgi>

お問い合わせ先・・・都道府県労働局または労働基準監督署

（所在案内：<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000257760.html>）

（平成26年9月作成）